

令和 6 年度第2回福島県子ども・子育て会議における委員からの意見等への回答・対応

◆基本的施策〈素案〉への意見・提案等一覧

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
I ライフステージを通じた重要事項				
1 こども・若者の権利保障の推進				
1-1 こどもの権利の尊重と普及啓発				
■現状・課題・施策の方向				
<p>全てのこども・若者には「こどもの権利条約」に掲げられている「こどもの権利」がありますが、こどもの権利については、当事者であるこども、またこどもを守るべきおとなや社会にも、十分に認知されているとは言えません。</p> <p>こどもには、幸せに生き、成長する権利がありますが、いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等は、こどもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。こうしたこどもの権利侵害は絶対に許さないという意識を社会に浸透させるため、広く県内に人権尊重の意識を高める啓発活動を行うとともに、こどもが自らを守り、困難を抱える時に助けを求め、回復できるよう、自らが権利の主体であることを学ぶための人権教育を進める必要があります。</p>	2-1	片平委員	<p>成長期にいじめ等によりひきこもりや摂食障害等で心身に障害を持ち社会復帰を目指す若者の相談支援を受けることがあります。成績もよく大学を目指して夢を抱いていた若者が大切な人格形成の時期に心身に傷を負い、治療を余儀なくされています。そして、少しずつ歩みだしています。中には治療が長引く若者も多くいるのが現状です。福島県の未来を引っ張っていく若者が学校などの集団生活で心身に傷を負い未来が閉ざされています。</p> <p>いじめ防止対策推進法第23条第4・5・6項では被害児童生徒等が安心して教育を受けられるために必要な措置として、加害児童生徒に対する別室指導や加害・被害児童生徒双方の保護者との情報共有、警察との連携とあります。しかし、現状は被害児童が別室指導を受けるなど、すべての生徒から差別的と受けとれる対応がされています。</p> <p>大人社会が毅然として速やかに、加害児童生徒への対応を検討していきたいと考えます。</p>	<p>○学校や保護者等から相談があった場合、児童相談所にて被害児童の心のケアを行うことが可能です。また、同じく学校等から相談があった場合、児童相談所にて加害児童への指導（心理教育等）を行うことが可能です。【こども未来局】</p> <p>○福島県いじめ防止基本方針では、いじめへの対処として、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うとともに、家庭や関係機関と連携を図ることが記載されています。また、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとも記載されているところです。令和6年8月に改訂された文部科学省によるいじめの重大事態の調査に関するガイドラインには、学校等のいじめにおける基本的姿勢が追記されており、今後も記載内容の周知を図ってまいります。【教育庁】</p> <p>○被害生徒への寄り添った対応と各学校において「学校いじめ防止基本方針」を適宜適切に見直し、その方針に沿って組織的に取り組むとともに、道徳教育や心の教育の充実を図ります。また、教科「情報」の指導の充実や「ふくしま情報モラル診断」の活用、情報の専門家による指導等により情報モラル教育の充実を図ります。【教育庁】</p> <p>○県教委においては、いじめ防止対策推進法に基づいて策定した「県いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見、解決に向けた組織的な対応に努めるとともに、児童生徒のいじめに対する相談体制として電話相談「ふくしま24時間子どもSOS」「ふくしま子どもSNS相談」を継続して実施します。また、いじめ問題に関する行政説明会を教職員対象に実施し、いじめの定義に基づくいじめ認知やいじめ防止対策推進法に基づく組織的な取組、重大事態への対応等について正しい理解を深めることで、いじめの防止及び適切な対応に関する資質の向上を図ります。【教育庁】</p> <p>○少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動、学校との情報共有等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、加害児童生徒については、把握した事案の悪質性、重大性及び緊急性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向等を踏まえて、検挙、補導等の措置を講ずるなどの対応を推進します。【警察本部】</p>

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
	2-2	宗形委員	国の意向も踏まえ、今回は、子どもの意見表明権を明確に位置付ける必要はないでしょうか。	○今年度より子どもの権利擁護推進事業として、児童養護施設に意見表明等支援員を配置するとともに、福島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会での意見表明ができるよう整備したところです。【こども未来局】
<b>■施策の展開</b>				
<b>(1) こどもの権利尊重の普及啓発</b>				
○こどもの権利条約や児童福祉法の基本理念を普及させるため、毎年5月を「児童福祉月間」と定め、地域の小学校と連携した「こいのぼり掲揚式」の開催やポスターの配布などを通じて、広くこどもの権利尊重に関する啓発を行います。【こども未来局】	2-3	宗形委員	「こいのぼり掲揚式」の開催が子どもの権利尊重とどのようにつながるのかが、明確でないように思いますが、これまでもそのような意味づけの取り組みはなされていたのでしょうか。	○「こいのぼり掲揚式」については、こどもの権利条約や児童福祉法の基本理念を普及させることを目的に、5月に定めている児童福祉月間の普及・啓発の一環として、社会全体でこどもたちの健やかな成長や子育てを応援する気運醸成のためにこれまで継続的に行われております。【こども未来局】
<b>(2) 人権教育の推進</b>				
○誰もが自らの個性をいかし、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生き抜き、複雑な社会の課題を解決しながらより良い社会を創造していくためには、人権を尊重し、他者との違いを新たな価値を創造するために重要なものとして受け止め、多様な他者と連携・協働することが重要です。 誰一人取り残すことなく、全てのこどもたちが、可能性や個性を伸ばすことができるよう、こどもたちの状況に応じた教育機会の提供や支援を行うことで、多様性を力に変える土壌をつくります。【教育庁】	2-4	宗形委員	「多様性を力に変える土壌をつくり」とは何をどのようにすることでしょうか。ある程度、具体も示す必要があるように思います。	○ご意見を踏まえて修正します。【教育庁】
<b>(3) こどもが自ら助けを求められる環境の整備</b>				
★本項目を通して	2-5	宗形委員	学校で過ごす時間は、子どもの生活の多くを占めるものであり、その学校での環境や教師・保護者の理解が不可欠であると考えます。ここでは学校を整備する環境の一つとする必要があると思います。	○コミュニティスクールの推進を進め、地域社会が学校経営に参画することで、地域の方と子どもの対話や、教育活動の支援になるよう推進していきます。【教育庁】 ○県立高等学校においては、全ての学校にスクールカウンセラーを配置しており、生徒が悩みを相談できる体制づくりを推進しています。今後も生徒が安心して助けを求められる環境づくりに努めていきます。【教育庁】 ○『「こまったな」と思ったら“SOS”を出してみよう』リーフレットを作成し、困難を抱えた児童生徒が、セルフモニタリング等の解決方法を具体的に学ぶことができるように各学校に配付し、使い方を指導しています。【教育庁】 ○「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進を特別支援教育の基本理念として掲げ、子どもたちが障がいのあるなしにかかわらず、地域に支えられるとともに、地域を支える一員として生きていくことができるよう、地域の幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校、特別支援学校において、地域の関係機関による連携した支援の下、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教育の実現を目指し取り組んでいます。【教育庁】

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
<p>○こどもの求めに応じてこどもの意見を代弁する「意見表明支援員」を配置し、社会的養護下にあるこどもが日常生活の場面においても、生活の中で抱く悩みや不満等についてその意見が適切に表明され、その意見がこどもの最善の利益に反映されるものにします。【こども未来局】</p>	2-6	伊藤委員	<p>自身の意見を伝える、現在の自身が抱える問題を理解する子になる為のスキルについてどのような課題があるのか、また想定されているのか。</p>	<p>○演劇や哲学対話による表現活動をとおして、他者を理解する力や自己肯定感、自己表現力を育むコミュニケーション能力育成事業を展開しています。【教育庁】</p> <p>○自己指導能力を育成するため、次のことに取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒一人一人の多様な実態と日頃の生活の様子の把握に努める。</li> <li>・学校教育活動全体を通して、生徒指導の機能を生かし、主体的な生活態度や児童生徒一人一人を伸ばす積極的な生徒指導を行う。</li> <li>・発達支持的生徒指導によって、学級活動（ホームルーム活動）を中心とした特別活動や各教科等を通じて、児童生徒の障がいの状態等や発達の段階に応じた人間としての在り方や生き方に関する指導の充実に努める。【教育庁】</li> </ul>
<b>1-2 こども・若者の意見表明と社会参画の推進</b>				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
<b>(1) こども・若者の意見表明の機会の提供</b>				
<p>○こどもの権利条約とこども基本法の趣旨を踏まえ、こども・若者に意見表明の機会を提供するなど、こどもの意識・立場に立ち「こどもの視点」を重視した対応を推進するとともに、将来に夢や希望を抱くことができるよう支援します。【全部局】</p>	2-7	宗形委員	<p>「機会を提供する」のではなく、設定するとした方が適していると考えます。</p>	<p>○ご意見のとおり修正します。【こども未来局】</p>
<p>○県内のこども・若者を対象に、本県の政策課題等をテーマとしたワークショップ等を開催し、こども・若者が自身や自身の暮らす地域の将来について考え、行動するきっかけを作るとともに、より詳細なこども・若者の意見を聴取し、こども施策への反映を図ります。【こども未来局】</p>	2-8	宗形委員	<p>市町村レベルで子どもの声を聴くワークショップ等が開催されているのではないのでしょうか。県独自で進めることも大切ですが、市町村と連携することも明記し、進めて行ってはいかがでしょうか。</p>	<p>○県内の市町村では、アンケート調査や意見募集等の手法により意見聴取を行っているケースが多いようです。御意見にあるように、12月から1月に実施するワークショップについては、開催市への情報共有について検討したいと思います。</p> <p>また、こどもの声を聴く取組に係る県や市町村、関連団体等との連携のあり方についても今後検討していきたいと思います。【こども未来局】</p>
<p>○本県のこども施策や子育て支援に関する施策について審議する「福島県子ども・子育て会議」の公募委員に若者枠を設け、若者の意見を積極的に施策へ反映させていただきます。【こども未来局】</p>	2-9	宗形委員	<p>若者枠は～18歳とし、当事者である子どもの声を聴くことを明確に主張した方がいいように思います。</p>	<p>○若者枠につきましては、令和5年度の改選時は、こども大綱にあります青年期の定義を参照して「30歳未満」を要件としました。そのため18歳未満の方であっても、応募があれば選考対象となりますが、会議は平日の日中に開催されることから、高校等に通学している方がほとんどを占める18歳未満を要件とすることについては、実現可能性の面から困難であると考えます。【こども未来局】</p>
<b>(2) こどもの社会参画の機会の提供</b>				
<p>○児童生徒が学校や地域での生活をよりよくするために、教科等の学習を基に生活上の諸問題を発見・解決するなど、よりよい社会の形成に参画することの意義や価値を見いだす学習に取り組み、主権者意識を育みます。【教育庁】</p>	2-10	宗形委員	<p>具体的にどのようなことを行おうとしているのかをある程度明確にする必要があるように思います。</p>	<p>○ご意見を踏まえて修正します。【教育庁】</p>

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
2 こども・若者の健やかな成長のための環境づくり				
2-1 多様な遊びや体験活動の推進				
■現状・課題・施策の方向				
<p>遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点です。</p> <p>たとえば、こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、そして生涯にわたる幸せにつながっていきます。</p> <p>こういった遊びや体験活動の重要性を認識したうえで、地域が連携・協働し、こども・若者の年齢や発達程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、地域資源を生かした遊びや体験の機会や場を計画的に創っていきます。</p> <p>また、こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであるため、家庭、地域、学校・園等における取組を推進していきます。</p>	2-11	宗形委員	社会情動的スキルを認知スキルより前に表記することでその重要性を明示する必要がありますと考えます。	○ご意見を踏まえて修正します。【こども未来局、教育庁】
■施策の展開				
(1) 幼児教育・保育における遊びの質の向上				
○保育所や幼稚園、放課後児童クラブ、児童館など、日常的な場所における遊び環境の充実強化を推進します。【こども未来局】	2-12	伊藤委員	公私の別なく同等の支援をお願いします。	○私立幼稚園に対しては、運営費の補助を通じて教育環境の充実等の支援を行っております。【総務部】 ○施設整備に係る補助金については、国の補助金を運用しており、国の交付要綱上、公立施設は小規模保育事業を除いて対象外となります。なお、県としては、受け皿の整備に加えて、保育士の確保や保育の質の向上について注力していく方針です。【こども未来局】
○幼児教育段階から非認知能力を育成するとともに、幼児教育で育まれた資質・能力の基礎を小学校以降の教育に効果的につなぐ取組を推進します。【教育庁】	2-13	宗形委員	具体的には何をするのでしょうか。	○ご意見を踏まえて修正します。【教育庁】
(2) 学校や地域における体験活動の推進				
○地域課題探究活動の推進により郷土理解を促進するとともに、失敗を克服する経験の少ないこどもたちに対し、様々な経験ができる機会の充実を図ります。【教育庁】	2-14	宗形委員	地域課題探究活動の推進は、郷土理解の促進が主目的ではないと考えます。VUCAの時代だからこそ、子どもたちが地域課題解決を子どもたちが行うことが、現在を力強く生き、将来につないでいくことになるという意味こそ主張すべきではないでしょうか。	○ご意見を踏まえて修正します。【教育庁】

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
(3) 環境学習・自然体験等の推進				
(4) 運動習慣・体力向上・身体作り・スポーツ体験等の推進				
★本項目を通して	2-15	宗形委員	小学校における遊びの価値の再認識・校庭の活用などについても明記してはいかがでしょうか。	○ふくしまっ子児童期運動指針の中で、小学生の発達段階に応じた運動の実施を示しているところです。その中で、場・企画のしかけとして、校庭での様々な運動遊びを例示しています。【教育庁】
○民間団体等が行うプレイリーダーや地域の大人が見守る中で野外空間を活用して、自由な発想で遊ぶことができる機会の創出等を支援することにより、幼児期から体を動かすことを楽しみながら運動習慣の定着を図ります。【こども未来局】	2-16	宗形委員	幼児期から青年期まで「民間団体等が行うプレイリーダー」→「民間団体等に所属するプレイリーダー」という表記ではないでしょうか	○ご意見のとおり修正します。【こども未来局】
(5) 文化芸術体験機会の提供				
○福島県立博物館において、学校団体、未就学児関係団体、地域の団体やアーティストと連携し、多様な文化芸術体験と学びの機会を提供し、こどもが感性を育み社会に出会う場の創出に取り組みます。【教育庁】	2-17	宗形委員	福島県は他県に比べ、美術館・博物館が県内各地にあることが特徴でもあります。そのことにも触れてはいかがでしょうか。	○ご意見を踏まえて修正します。【教育庁】
(6) 読書活動の推進				
○「福島県子ども読書活動推進計画」を基に、福島の未来をひらく全てのこどもが読書の楽しさを実感し、生涯にわたって望ましい読書習慣が確立できるよう、こどもが読書に親しむ機会の充実や、こどもの読書環境の整備と充実、こどもの読書活動についての理解の促進を図ります。【教育庁】	2-18	伊藤委員	図書館が近くに立地している子は少なく思います。上手に活用できる環境下で生活できる子も限られています。生徒・児童に割り当てられているタブレット等を使った読書環境を作ることも必要だと思います。	○「第五次福島県子ども読書活動推進計画」(R7.3月策定予定)において、子どもたちの読書環境整備の一つとして、図書館のDXの促進を掲げ、各自治体がデジタル社会に対応した図書館運営を進められるように支援していきます。【教育庁】
2-2 青少年健全育成の推進				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
(1) 青少年が健やかに成長できる環境づくり				
○こどもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、青少年健全育成条例の適正な運用を図るとともに、家庭・学校・職場・地域と連携して青少年健全育成県民総ぐるみ運動を推進します。【こども未来局】	2-19	安藤委員	地域の青少年健全育成活動では、地域に子どもが少なくなり、またいなくなってしまっている地域もあり、従来の活動ができない、どうしたらよいかわからない等の声が出てきている。どのような活動や運動がよいのか、時代に即した活動内容やブラッシュアップした活動の案内が必要と思う。	○青少年健全育成県民総ぐるみ運動については、時代に即した活動内容となるよう、引き続き検討してまいります【こども未来局】
	2-20	宗形委員	子どもの権利条約の理解やそれに関わる啓蒙活動と関連付ける必要はないでしょうか。	○本県の青少年健全育成に係る施策は「福島県青少年健全育成条例」に基づいて実施されており、こどもの権利条約の啓蒙活動等は施策として掲げられておりませんが、青少年の健全育成を図る活動を通して、こどもの権利の理解推進や向上に取り組んでまいります。【こども未来局】

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
<b>3 こどもまんなかまちづくり</b>				
<b>■現状・課題・施策の方向</b>				
<p>こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を進めるため、こどもや妊産婦、乳幼児連れ等、全ての人にとって生活しやすい環境を整備するため、公共施設等におけるユニバーサルデザインやバリアフリー化を推進するとともに、通学路等の安全確保やこどもが遊べる場を整備します。</p> <p>また、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化していきます。</p>	2-21	伊藤委員	<p>通学通園中の事故も目にします。安全を確保するため、スクールバスの検討を始めるべきです。</p>	<p>○各学校で作成する学校安全計画により、児童生徒の登下校時における事故防止に引き続き努めてまいります。なお、公立小中学校におけるスクールバスの運行については、各市町村において判断するものと考えます。【教育庁】</p>
<b>■施策の展開</b>				
<b>(1) 全ての人にとって生活しやすい環境の整備</b>				
<p>○県立学校について、長寿命化計画に基づく計画的な維持管理に取り組み、施設の長寿命化を図るとともに、バリアフリー化を進める等、学びの環境を整備します。【教育庁】</p>	2-22	伊藤委員	<p>猛暑等の経験から、冷水や浄水を提供できる設備も必要です。水筒の持参での対応も重さ等の課題があります。</p>	<p>○熱中症等の予防については、環境条件を把握し、状況に応じた水分補給・塩分補給を勧めています。【教育庁】</p>
	2-23	宗形委員	<p>WI-FI などICTのための環境整備についても触れる必要はないでしょうか。</p>	<p>○1人1台端末の更新については、文部科学省の補助を受け各市町村の共同調達により効率的・計画的に実施できるよう準備を進めているところです。Wi-Fi環境の整備については、文部科学省の補助を活用し、現在整備されているネットワーク環境のアセスメント及び改善を各市町村に促しているところです。【教育庁】</p>
<b>(2) 通学路等の安全性の確保</b>				
<b>(3) こどもの遊び場づくり</b>				
<p>○こどもや子育て当事者が安心・快適に公園を利用することができるよう、あづま総合運動公園をはじめとする県営都市公園について、利用者の目線で、施設の更新や維持管理を行うとともに、地域の賑わいを創出することにより、こどもや子育て当事者が親しむ場を提供します。【土木部】</p>	2-24	宗形委員	<p>公園の利用制限の影響を把握し、市町村に呼びかけていく必要性もあるように思っています。</p>	<p>県内都市公園における利用制限に係る苦情・要望等を確認した上で、県内各市町村と意見交換を行い、必要な対応を検討してまいります。【土木部】</p>

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
(4) こどもと楽しく外出できる環境づくり				
★本項目を通して	2-25	小谷 委員	外出先での授乳室やおむつ交換スペース、親子トイレの設置の推進。清潔で、安全、適度な室温。	○御意見を基に反映いたします。【こども未来局】
○未就学児を乗せた自動車優先して駐車できる「子育て応援駐車場」の設置を推進するなど、こどもと一緒に安心して気兼ねなく外出できる環境づくりを進めます。【こども未来局】	2-26	柳沼 委員	子育て応援駐車場は不要だと思います。現状、思いやり駐車場を利用したい場合でも、台数が限られていて「本当に近くに車を停めたい人（怪我や疾病など）」が優先利用できていないと感じる場面を見聞します。未就学児を連れのお出かけは確かに大変ですが、駐車場の飛び出しが心配などの理由であれば、マークの利用ではなく、駐車場整備（駐車場内に横断歩道を設けるなど）の対応をした方が良いと思います。なんのために優先するのか、明確な理由をご提示いただきたいです。	○子育て応援駐車場は、こども連れでも出かけやすく安心して子育てができる環境づくりを推進する取組の一つとして設置に取り組むものです。令和6年度は、県立施設等で先行して設置し、今後、その取組を広げることにより、社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図ることを目的としております。【こども未来局】
(5) 子育て世帯への住宅支援				

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
4 こども・若者が活躍できる機会づくり				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
(1) 学びの変革による学力向上				
<p>○ふくしま学力調査及び全国学力・学習状況調査等の結果を基に、学力を伸ばしている学校を特定するとともに、効果的な事例等を抽出し、授業改善支援訪問等での具体的な指導助言につなげていきます。</p> <p>また、全市町村教育委員会や外部専門家が参画した県学力向上対策会議を開催し、エビデンスに基づいた学力向上策の検討及び具体的な取組を推進していきます。【教育庁】</p>	2-27	古渡委員	<p>小中高の学力向上は勿論重要です。こんかい「エビデンスに基づいた学力向上策の検討」とあります。しかし子どもの育ち並びに小中高の学力等の基礎は、就学前の乳幼児期の遊びが基礎です。OECDでもエビデンスベース「人生の始まりこそ力強く」乳幼児期の教育とケア（ECEC）をStartigStrong IIで報告しています。ノーベル賞ジェームス・ヘックマン氏「生き抜く力」は5歳までに決まる。と世界のエビデンスベースは乳幼児期の教育・保育であることから、今すぐ成果は現れないかもしれませんが、5年後10年後に大きな学力向上の成果とする為にも乳幼児期の教育に力を入れていただきたい。</p>	<p>○ご意見を踏まえて修正します。【教育庁】</p>
	2-28	宗形委員	<p>求められる学力についての教員と保護者等の理解の促進、そして、学びの主体である子どもの情意面に着眼したり、学習の個性化を実現したりする授業改善が早急に必要であると考えます。</p>	<p>○「令和6年度授業改善グランドデザイン」にて、授業改善に向けたチェックリストを提示し、各市町村教育委員会にも、本チェックリストを活用しながら指導助言にいかしていくことの共通理解を図っているところです。また、第七次総合計画にある「学びの変革」においても、「個別最適化された学び」が掲げられていることから、学習の個性化の実現に向け、引き続き指導を継続していきます。【教育庁】</p> <p>○教育課程講習会において、県立高等学校教員を対象に、子どもに必要な資質・能力や探究的な学習への転換等について説明・協議を行い、よりよい授業を実施できるように取り組んでいます。【教育庁】</p> <p>○主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、次のとおり授業の改善を図っています。</p> <p>(1) 育成を目指す資質・能力の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育成を目指す資質・能力の三つの柱が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。</li> </ul> <p>(2) 学習と指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせ、知識を相互に関連づけて深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に想像したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図る。</li> <li>・「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点を取り入れながら、単元や題材など内容や時間のまとまりをどのように構成するかを工夫し、指導の充実を図る。【教育庁】</li> </ul>

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
<p>○成績上位層や学ぶ意欲の高い生徒を対象とした企画を実施し、資質・能力の伸長及び難関大学受験に対応できる学力の向上を図ります。また、各高等学校での理数教育や思考力等を育む取組等を支援することで学びの変革を推進し、本県高校生の進路実現につなげます。【教育庁】</p>	2-29	宗形委員	<p>学びの変革の重要なキーワードが「探究」であるならそれに特化する施策の展開が必要不可欠であるように考えます。</p>	<p>○義務教育段階では、未来へはばたけ！イノベーション人材育成事業において、探究的な学習やSTEAM教育についての教員研修を行っているところです。また、実践事例等をインターネットを通じて発信しているところです。【教育庁】</p> <p>○ふくしまを創る若者のプラットフォーム構築事業において、地域課題探究活動を充実を図る支援を行っています。地域と学校を結ぶ地域ネットワーク推進委員の配置、地域の人材に取材して作成したICT教材等の作成や教員研修会の実施等とおして、高校生の探究活動が深化するよう取り組んでいます。【教育庁】</p> <p>○児童生徒に求められる資質・能力を偏りなく育むために次のとおり取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各教科の指導に当たって、児童生徒や学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業改善を図ります。</li> <li>・児童生徒が各教科の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ります。</li> <li>・単元や題材など、内容や時間のまとまりを見通して、主体的に学習に取り組む場面や対話によって考えを広げたり深めたりする場面、深い学びをつくりだすために児童生徒が考えたり、教師が教えたりする場面をどのように組み立てるか、といった単元構成の工夫を図ります。</li> <li>・思考力・判断力・表現力等を育むために、言語能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、国語科を要として各教科の特質に応じて児童生徒の言語活動の充実を図ります。【教育庁】</li> </ul>
<p>(2) 次世代を担う人材の育成</p>				
<p>○次世代を担う人材育成の促進を図るため、英語教育の強化、数理・データサイエンス・AI教育等の推進について取組を行う私立高等学校等に対し補助を行い支援します。【総務部】</p>	2-30	小谷委員	<p>音楽や美術など芸術関係は含まれないのですか？</p>	<p>○芸術分野については、国の補助対象となっていないこともあり、私立幼稚園に個別に支援は行っておりませんが、運営費の補助を通じて、教育環境の充実等の支援を行っております。【総務部】</p> <p>○福島県高等学校総合文化祭開催のため、福島県高等学校文化連盟とともに福島県及び福島県教育委員会が福島県高等学校総合文化祭を実施し、補助金を交付しております。【教育庁】</p>
<p>○工業高校生等に対し、産業技術総合研究所 福島再生可能エネルギー研究所（FREA）やふくしま再生可能エネルギー産業フェア(REIFふくしま)の見学などを通じ、再エネ・水素関連技術などカーボンニュートラルに関する取組を学ぶ機会を提供し、興味や関心の喚起、知見の習得を促します。【商工労働部】</p>	2-31	小笠原委員	<p>○ものづくり技術・技能の継承はもとより、世代間で偏りのない技術・技能労働者の確保と人材の育成に向けて、技術・技能評価制度の社会的認知の向上をはかられたい。また、ものづくりマイスター制度（若年技能者人材育成支援等事業）等を活用し、効果的な技能の継承や後継者の育成を行うために、必要な場所・設備等の提供・支援の強化を求める。</p>	<p>○技能検定制度について、高校や企業等への周知、広報を図り、普及促進に取り組んでおります。</p> <p>また、県独自の技能検定実技試験手数料減免制度を設け、次世代を担う若年者が技能検定を受検しやすい環境を整備し、ものづくり分野を支える人材育成・確保を支援しております。</p> <p>引き続き、福島県職業能力開発協会と連携しながら、技能尊重気運の醸成に努めてまいります。【商工労働部】</p>
	2-32	小笠原委員	<p>○教員に対する技術・技能の指導強化をはかり、ポリテクセンターや都道府県産業技術専門学校、専門学校・高等専門学校・大学の学校教育において、実践指導員や技能コンサルタントとして採用されたい。</p>	<p>○専門的な知識や先端技術の取得を目的とした教員への研修事業を実施しております。地域企業や大学等からの講話や実技指導、ものづくりマイスターによる実技指導を実施しております。【教育庁】</p>

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
○STEAM教育の充実、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）や福島イノベーション・コースト構想による取組、海外研修を始めとした国際交流等の学校の実態に応じた取組によって、創造性あふれ、新たな価値を生み出す、地域や社会をけん引するリーダーを育成します。【教育庁】	2-33	伊藤委員	物価高騰、燃料費高騰、円の価値下落により海外研修にかかる費用が増大しています。すべてのやる気ある子供たちが経験を重ねられるようになる為に、金銭面での補助・援助が必要です。	○スーパーサイエンスハイスクール事業では、海外研修にかかる費用を予算化しており、一部または全額補助しています。【教育庁】
<b>（３）スポーツ競技力の向上</b>				
○JFAからふたば未来学園高校サッカー部への指導者派遣などにより、競技力の向上はもとより、サッカーを通じた人材育成を推進します。【企画調整部、教育庁】	2-34	伊藤委員	食育やメンタルコントロールの指導などは、スポーツ生だけでなく、多くの学生にも提供してもらいたい。	食育やストレスへの対処方法については、保健の授業などで取り上げてすべての生徒に指導しているところです。【教育庁】
<b>（４）国際理解・国際交流・外国語教育等の推進</b>				
○福島県に配置されている国際交流員が、県内の学校や公民館などに出張し、自分の国や言葉を紹介し、語学力のみならず、異文化に対する相互理解や価値想像力、社会貢献意識など様々な要素が必要なグローバル人材の裾野の拡大を目的とした出前講座を開催します。【生活環境部】	2-35	宗形委員	出前活動が実施されていることについて、その活用も含め積極的な周知活動についても触れることが大切ではないでしょうか。	○HPIにて周知していますが、今後は直接市町村へ積極的な周知を検討していきます。【生活環境部】
<b>（５）外国人の子ども・若者等への教育</b>				
<b>５ 子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消</b>				
<b>■現状・課題・施策の方向</b>				
<b>■施策の展開</b>				
<b>（１）固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの払拭</b>				
○ジェンダーにとらわれず児童生徒の能力を最大限に生かすため、小中高を通じた学力の向上と人間性・社会性の育成を一体的、総合的に推進します。【教育庁】	2-36	小笠原委員	ジェンダー平等教育の現状を検証し、教育プログラムの改善につとめることを要望する。 具体的には、社会科や道徳に限らず、全ての教科で性別による役割分担やステレオタイプを超えた多様な生き方を理解し、尊重する教育を推進することを求める。	○子どもたちに向けた意識啓発の取組として、福島県男女共生センターにおいて、小・中学校や高校に講師を派遣し、「男女共同参画」や「ジェンダー」などをテーマとした出前授業を学校と連携して実施するなど、引き続きジェンダー平等の理解促進に取り組んでまいります。【生活環境部】 ○特定の教科に限らず、学校教育全体を通して、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性などについて、家庭や地域との連携を図りながら指導していくことが欠かせないと考えております。特に、13年前に大震災を経験した本県だからこそ、多様性を尊重し温かな人間関係を築く「家庭や地域社会等との連携を図った道徳教育」について、県内5地区開催、県内5地区で開催する道徳教育地区別推進協議会や、家庭・地域向け道徳教育リーフレット「道徳のとびら」の配布を通じて、充実を図ることができるよう働きかけてまいります。【教育庁】 ○ジェンダーにとらわれず児童生徒の能力を最大限に生かすため、教職員への正しい理解の促進や、小中高の発達段階に応じた人権意識の醸成を学校教育全体を通して図ると共に、必要な個別の配慮や支援を行います。【教育庁】
○教職員の男女共同参画に関する研修を充実し、男女共同参画の正しい理解の浸透を更に推進します。【教育庁】	2-37	小谷委員	指導者研修は必要なので、良いと思います。	○教育センターと連携を図りながら、引き続き研修の充実に努めてまいります。 また、教職員の男女共同参画に関する研修の周知も含め、研修の機会が充実するよう努めます。【教育庁】

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
<p>(2) 多様な性に関する理解増進や人権擁護</p> <p>○性的指向や性自認などを理由とした困難を抱える児童生徒の心情に配慮した対応をするとともに、小・中・高校・特別支援学校とも児童生徒の発達段階に応じ、学習指導要領における人権教育に関わる内容を踏まえ、人権（性的指向や性自認に関するものも含む。）を尊重する意識を高める授業等に取り組みます。【教育庁】</p>	2-38	宗形委員	<p>校則の見直しも含めてはいかがでしょうか（高校では積極的に進められているようですが、中学校ではいかがでしょうか）。</p>	<p>○校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものであり、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めております。市町村教育委員会が管轄する中学校については、令和3年6月の文部科学省による「校則の見直し等に関する取組事例について」や令和4年12月の生徒指導提要の改訂を周知するとともに、校則の見直しについて、適時適切に取り組むようお願いしているところです。【教育庁】</p> <p>○生徒の発達段階や地域の実情（被災による避難等）を踏まえ、心の教育の充実を図ります。【教育庁】</p> <p>○学校生活の中で人権感覚を身に付けることができるよう、児童生徒が自らについて一人の人間として大切にされているという実感がもてる指導となるよう次のとおり工夫しています。</p> <p>(1) 児童生徒理解を深めるとともに、教職員が一人一人の児童生徒のよさを認め、自分と他者の大切さが認められるような思いやりに満ちた望ましい集団づくりに努める。</p> <p>(2) 児童生徒が主体的に人権学習に取り組めるよう、協力的、参加的、体験的な学習を取り入れた展開を工夫する。</p> <p>(3) いじめは人権にかかわる重大な問題であり、人間として絶対に許されないという自覚を教師自身もつとともに、児童生徒一人一人の自覚を促し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるように、学校の教育活動全体を通じて指導の充実を図る。【教育庁】</p>
6 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供				
6-1 プレコンセプションケアの推進				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
(1) プレコンセプションケアの普及・啓発				
<p>○プレコンセプションケアの普及・啓発のため、フォーラムの開催やホームページ等により取組を周知するとともに、相談先を明記したカードやポスターを送付するなど、プレコンセプションケアの重要性を伝えていきます。【こども未来局】</p>	2-39	小谷委員	<p>「プレコンセプションケア」を幅広い年代の方々に知っていただく必要があります。</p>	<p>○引き続き、様々な機会を通じて、プレコンセプションケアの普及啓発に取り組んでまいります。【こども未来局】</p>
(2) 性と健康に関する相談支援				
6-2 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
(1) 慢性疾病を抱える患者家庭への医療費助成				
(2) 小児慢性特定疾病児童の自立促進				

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
<b>7 こどもの貧困対策</b>				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
<b>(1) 幼児教育・保育の無償化</b>				
○原則、3歳から5歳児クラスの幼稚園、認定こども園、保育所等の利用料を無償化します。【こども未来局】	2-40	伊藤委員	給食費補助も併せてご検討ください。	○認定こども園、保育所等の給食費について、追記します。【こども未来局】 ○幼稚園の給食費補助については、管轄する市町村が独自に判断することになります。【教育庁】
○3人以上のこどもを養育している世帯の保育料の一部を支援し、多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。【こども未来局】	2-41	伊藤委員	4人、5人以上の子育て世帯には、より充実した支援が必要。	○引き続き、3人以上のこどもを養育している世帯を対象に支援してまいります。【こども未来局】
<b>(2) 教育費負担の軽減</b>				
○低所得世帯等を対象として新入学向けの学用品などを補助する「就学援助」や、高等学校の授業料を補助する「高等学校等就学支援金」等により、義務教育から高等教育まで切れ目なく教育費負担の軽減に取り組み、全ての世帯における教育機会の確保に努めます。【教育庁】	2-42	伊藤委員	償還払い以外の支援が必要。	○低所得世帯等を対象として新入学向けの学用品などを補助する「就学援助」や、高等学校の授業料を補助する「高等学校等就学支援金」はいずれも返済を求めものではありません。【教育庁】 ○県立高等学校における授業料については、国の就学支援金制度である高等学校就学支援金により、約80%強の生徒が実質無償となっています。また高等学校就学支援金の支援対象の拡大等について、全国知事会等を通じて、国に対し更なる負担軽減を要望しており、引き続き要望を行ってまいります。【教育庁】
	2-43	小笠原委員	○教育機会の格差を通して親から子へと引き継がれる「貧困の連鎖」を断ち切るため、就学前教育から高等教育まで、すべての教育にかかる費用の無償化を行い、社会全体で子供たちの学びを支える事を求める。具体的には中間層を含めたすべての世帯の入学金・授業料を引き下げ、最終的には全面無償化に取り組みたい。	○県立高等学校における授業料については、国の就学支援金制度である高等学校就学支援金により、約80%強の生徒が実質無償となっています。また高等学校就学支援金の支援対象の拡大等について、全国知事会等を通じて、国に対し更なる負担軽減を要望しており、引き続き要望を行ってまいります。【教育庁】 ○公立小中学校の授業料については、日本国憲法や教育基本法、学校教育法に基づき、義務教育のため授業料は無料です。教科書代も「教科書無償給与制度」により無料です。 東日本大震災による被災及び福島第一原子力発電所の事故による避難等により、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保するために継続的な就学支援を実施しています。【教育庁】
	2-44	小笠原委員	○高校生の給付額奨学金制度の対象拡大と給付額の増加を図るなど支援措置を拡充されたい。	○高校生等がいる低所得世帯を対象とした「奨学のための給付金」については、所得制限の緩和や給付額の改善など制度の充実を、全国都道府県教育委員会連合会などを通して要望しているところであり、引き続き、充実を求めてまいります。【教育庁】

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
(3) 低所得子育て世帯の子どもへの学習支援				
(4) 高校中退者への支援と中退の予防				
<p>○各学校において地域課題探求活動等、生徒が主体的に活動する様々な取り組みを行い、生徒の自己肯定感や自己有用感を高め、高校中退の予防に努めます。</p> <p>また、進路選択の段階から中学校との連携を図り、ガイダンスとカウンセリングを生かした学校適応指導を充実させるとともに、学習指導の工夫改善や教育課程の見直しを図ることで、きめ細かな指導や個別理解を進め、家庭と連携した生徒指導の充実に努めます。【教育庁】</p>	2-45	宗形委員	<p>各学校は県立のみをイメージしたものでしょうか。すべての学校種で必要な内容ではないでしょうか。地域課題探究活動ではなく地域課題探求活動としているのはあえてでしょうか。(探求か探究かどちらでしょうか)</p>	<p>○各私立高校においては、それぞれの建学の精神に基づき、特色ある教育を行っております。</p> <p>また、私立高等学校中退者への支援に係る取組としては、再び私立高等学校等で学び直す者に対し、就学支援金と同等程度の助成を行っております。【総務部】</p> <p>○全県立高等学校が各学校の魅力・特色を出しながら教育活動を実施できるように、令和6年度に教育課程の見直しを行いました。</p> <p>※地域課題探究活動に修正します。【教育庁】</p>
(5) 生活困窮者等への生活支援や生活再建・就職支援				
<p>○経済的に困窮している相談者の状況に応じて、住居確保の支援、就労に向けた支援、家計管理の支援、子どもの学習支援等、包括的な支援を行うことにより、自立を支援します。【保健福祉部】</p>	2-46	小笠原委員	<p>生活困窮者自立支援制度により、県内の相談窓口は明確にされ、住居確保給付金の支給もされているが、入居時から入居中、退去までの切れ目ない支援体制を構築するためには、公営住宅やセーフティネット住宅、増加している空き家率の活用も視野に住居確保の支援大変を構築されたい。</p>	<p>○民間賃貸住宅の空き家・空き室を活用し、子育て世帯などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進する住宅セーフティネット制度があります。</p> <p>また、県では住宅確保要配慮者がセーフティネット住宅に公営住宅並みの家賃で入居ができる「福島県住宅セーフティネット促進補助事業」を実施しています。</p> <p>本事業を活用するためには、市町村による補助制度の創設や家主によるセーフティネット住宅の登録が必要であることから、市町村や家主、不動産事業者等へ制度の説明や県補助事業の周知に努めています。【土木部】</p> <p>○住居を失った相談者に対しては一時生活支援事業（令和7年度より居住支援事業に改称）によって、宿泊施設を借り上げて当面の生活を保障し、就労支援及び住居の確保の支援を行っているところです。民間住宅では入居を断られる高齢者や保証人のいない者への支援策として、居住支援法人やセーフティネット住宅の活用など建築住宅課と連携して支援していきます。【保健福祉部】</p>
(6) スクールソーシャルワーカー等による関係機関等との協働体制の構築				
(7) ギャンブル等依存症対策				
<p>○ギャンブル等依存症は、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連していることから、依存症に関する正しい知識の普及啓発や教育の推進、相談・治療・回復のための支援体制の充実、関係機関との連携協力体制の構築及び人材の育成・確保の推進に取り組みます。</p> <p>特に学齢期の子どもについて、近年はオンラインゲームに親しむ子どもが増えていることから、課金型のオンラインゲーム等の依存を含め、ギャンブル等依存症の予防のための啓発に取り組みます。【保健福祉部】</p>	2-47	石綿委員	<p>オンラインゲームに限らないゲーム依存、ネット依存、スマホ依存等による脳への悪影響、視力低下などを踏まえて、学校、家庭だけでなく、社会全体で予防に取り組める啓発活動を期待します。</p>	<p>○精神保健福祉センター及び各保健福祉事務所において依存症に関する相談を受け付けており、精神保健福祉センターにおいては、ネット・ゲーム依存症問題の家族ミーティングを開催し、正しい知識の啓発、依存症の本人だけでなく家族も含めた支援を行っています。【保健福祉部】</p>

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
8 援助を必要とする子どもや家庭への支援				
8-1 障がい児支援・医療的ケア児等への支援				
■現状・課題・施策の方向				
<p>障がいのある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者や日常生活を営むために医療を要する子ども（医療的ケア児）の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれの子ども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。</p>	2-48	古渡委員	<p>24ページ（7）「インクルーシブ教育の推進」とどの様に連携するのか？「教育庁」と「こども未来局」との整合性を図っていただきたい。子どもの権利として考えた場合、縦割り行政そのものになり子ども達の為になるのか疑問である。</p>	<p>○関係部局と連携を図りながら、保育所等へ医療的ケア児を受け入れを可能とするための体制の整備を支援していきます。【こども未来局】  ○地域の児童発達支援センター等が、保育所等訪問支援事業を実施することにより、保育所・幼稚園、小学校から高等学校等の教育関係機関との併行利用や移行に向けた支援を行い、インクルージョンを進めてまいります。【こども未来局】  ○ふくしまの誰一人取り残さない教育体制整備事業 小事業：（1）地域支援体制整備事業において、特別な支援を必要とする子どもたちの乳幼児期から学校卒業後まで、切れ目ない支援と学びを引き継ぎ、子どもや保護者を支える体制を整えるため、市町村の特別支援教育に係る地域支援体制の整備、病気療養中の児童生徒に対する学習支援体制の構築、すべての教員に求められる特別支援教育に関する研修の推進、高等部生徒の就職率向上に向けた取組を行います。事業の対象は、市町村教育委員会、関係機関、幼稚園、小・中学校、高等学校等、特別支援学校、特別な支援を必要とする子どもとその保護者です。市町村における関係機関との連携強化を図り、市町村の特別支援教育に係る支援体制の整備・充実を図ります。①地域支援チーム、特別支援教育アドバイザー（特別支援学校10校に配置）等による相談・研修支援、双葉地区支援員によるサポート(県立ふたば支援学校)②入院児童生徒支援員（特別支援学校2校に配置）等による学習支援体制の構築③市町村における教育、福祉部局等の連携強化に取り組めます。【教育庁】</p>
■施策の展開				
(1) 障がいや発達の特性の早期発見・早期療育				
(2) 発達障がい児の支援体制強化				
<p>○発達障がい児への支援にあたっては、発達障害者支援地域協議会等を活用しながら、発達障がい者支援センターを中心に、児童発達支援センターなどの各関係機関が連携して支援します。【こども未来局】</p>	2-49	安藤委員	<p>当事者や教育者だけの支援ではなく、その周りにいる子どもたちや保護者への理解も進められる施策を考えてほしい。PTAの研修の場でも、保護者からどう対応したらよいかわからない、等の声が上がっている。</p>	<p>○発達障がいの理解促進につきましては、発達障がい者支援センターにおいて一般の方向けの研修会への講師派遣を行い、発達障害の基本的理解や対応、アセスメントなどについて説明する機会を設けています。昨年度は教育、医療、福祉、警察、司法等様々な分野から依頼がありました。  また世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間に合わせ、県内の発電所等東北電力関連の施設をシンボルカラーであるブルーにライトアップを行い、周知を図っています。【こども未来局】</p>
(3) 障がい児等の地域支援体制強化				
(4) 障がい児等の医療負担軽減等の経済的支援				
<p>○障がい児や小児慢性疾患を患う子どもなどが必要なサービスを受ける場合の支援や医療費に対する助成などにより、障がい等のある子どもを持つ家庭の負担軽減を図ります。【こども未来局】</p>	2-50	片平委員	<p>医療的ケア児は医療機器や衛生用品等の生活に必要な機器、日常生活に必要な衛生用品が自己負担となっている部分があります。また、機器を使用する電源の確保や光熱費等の経済的な負担があります。</p>	<p>○小児慢性特定疾病児童に対して、日常生活の便宜を図ることを目的に、世帯の所得に応じて自己負担額はありますが、市町村で日常生活用具の給付事業を行っております。【こども未来局】</p>

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
<p>(5) 医療的ケア児への支援</p> <p>○保育所等において医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を推進します。【こども未来局】</p>	2-51	片平委員	<p>医療的ケア児の保育、幼稚園入所、就学にはまだまだハードルがあります。実例ですが、鼻からの栄養摂取を行っている経管栄養の医療的ケアを必要とする児童が保育所の利用を希望し、町と保育園と、通所中の児童発達支援が協議を重ね、児童発達支援がフォローし連携することで保育所も少しずつ預かり、保育園職員も慣れた。現在では認定特定行為業務従事者認定証の交付を園が受けるまでになりましたが、園が民間へ移行することとなり、次年度以降は通所できない状況になっている。自治体によって、事業者によって出来る事出来ないことが多く、県内でも格差がある状態です。</p>	<p>○市町村においては、保育所等で医療的ケア児の受け入れを希望する保護者から相談を受け、要望を踏まえながら受入可能な保育所等を案内するなど対応しています。</p> <p>保護者としては、他の児童と同じ環境下での保育、就労状況、自宅からの距離などを考慮して保育所等での受入を希望するものの、保育所等としては、看護師等の募集・採用が難航するケースや、児童の症状から通常保育に耐えられないケースがあると聞いています。</p> <p>県としては、国の保育対策総合支援事業費補助金を活用し、医療的ケア児を保育所等で受け入れる市町村に対し、看護師の配置費用等を補助しています。(令和元～2年度：南相馬市、令和3年度：二本松市、令和4年度：会津美里町、令和5年度：二本松市及び会津美里町で実施)</p> <p>医療的ケア児の受け入れには、看護師等の配置が必要なこと、併せて、保護者への対応も必要になることから、これらの実態を踏まえた支援制度が必要です。国においては、ガイドラインを作成し、医療的ケア児の受入体制整備に係る経費の補助メニューもあることから、市町村に周知してまいります。【こども未来局】</p>
<p>(6) 発達障がい児・医療的ケア児への保健・医療支援体制の構築</p> <p>ア 医療的ケア児が入院する医療機関における退院支援・体制整備</p>				
<p>○医療的ケア児が入院する医療機関において、児の入院後、現在の病状及び今後予想される状態等について家族等と話し合いを開始し、退院後の療養上必要な事項について説明するとともに、退院・転院後の療養生活を担う医療機関や訪問看護ステーション等との連絡や調整、福祉サービスの導入に係る支援等を行う体制整備に努めます。【こども未来局】</p>	2-52	片平委員	<p>小児の訪問看護事業所が少ない、さらに人工呼吸器等の操作ができる事業所は限られている。</p>	<p>○訪問介護事業所等の看護職員を対象に、医療的ケアの実技を学ぶことができる研修を実施しており、今後とも支援者のスキルアップを図りながら医療的ケア児を支援してまいります。【こども未来局】</p>
<p>○発達障がい診療等に関わる地域のかかりつけ医、従事者等に対する研修を実施し、発達障がいに対応する医療機関、従事者の確保に努めます。【こども未来局】</p>	2-53	安藤委員	<p>是非、進めてください。</p>	<p>○引き続き取り組んでまいります。【こども未来局】</p>

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
イ 在宅医療における支援・体制整備 (7) インクルーシブ教育の推進				
○インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、多様な学びの場や交流及び共同学習の一層の充実・整備を着実に推進します。あわせて、「第二次福島県立特別支援学校全体整備計画」に基づく特別支援学校の整備を進めます。【教育庁】	2-54	古渡 委員	子ども基本法の理念を考えると、幼～高は充実すると考えられるが、特に思春期の障害を持った子どもたちが、これからの共生社会で暮らすためのインクルージョンの社会を考慮して頂きたい。教育の概念では、インクルーシブ教育であるが、子ども基本法からの理念で考えると目指すべきはインクルージョンが必要と考えられる障がい児も健常児も共に育つ教育現場を願いたい。	○高等学校にも障がいを持つ生徒が入学しており、教職員だけでなく生徒への合理的配慮への理解を深めることで、互いに認め合い、支え合う学級づくりが行えるよう先生方を支援します。【教育庁】 ○「地域で共に学び、共に生きる教育」の実現のためには、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の充実と学校教育と関係機関等が連携・協力し、乳幼児期から学校卒業後までの切れ目のない支援体制を整備することが不可欠です。あわせて、変化する時代に対応できる力を身に付けることが重要であり、自ら主体的に学ぶ意欲と態度を養い、「生きる力」の育成を目指し、それぞれの学びの場において、児童生徒一人一人の障がいの状態やニーズに応じた指導を充実させていく必要があります。さらに、高等学校における通級による指導が制度化されていることから、高等学校においても、特別な支援を必要とする生徒への指導・支援が求められています。 今後、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築のさらなる推進を進めるために特別支援学校の地域支援センターや特別支援教育アドバイザー、入院児童生徒支援員（地域支援センター・病弱）の活用を図るなど、学校間の連携による地域の教育資源を活用した取組を進めていきます。【教育庁】
○高等学校と特別支援学校の併設校を中心に、交流及び共同学習を進め、多様性を認め合う特色ある学校づくりを行います。【教育庁】	2-55	宗形 委員	義務教育とも交流が必要ではないでしょうか。	○ご意見を踏まえて修正します。【教育庁】

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
(8) 障がいのある若者への就労支援				
(9) 災害時における要配慮者への支援体制の整備				
<p>○防災施策において配慮を要する高齢者、障がい者・発達障がい児、乳幼児、妊産婦、医療的ケア児等の要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが難しい等、特に支援を要する方（避難行動要支援者）がそれぞれの状況に合わせて避難できるよう市町村が策定する「個別避難計画」の作成を支援するため、市町村間の情報共有の場の創出や研修等を開催します。</p> <p>また、地域住民主体で行う防災活動に関する「地区防災計画」の策定を支援する中で、ワークショップ等を通じて「地域の要配慮者への対策」について考える機会を設けるなど、地域の中で助け合う環境づくりを進めます。【危機管理部、保健福祉部、こども未来局】</p>	2-56	小笠原委員	<p>避難所を運営するなかで、人員不足が懸念されることから初動対応を含めた、災害発生時の迅速な対応の整備に加え、女性が安心して避難できる防災対応に従事する女性職員の比率30%の達成をされたい。</p> <p>すべての人が安全・安心に避難できるよう「個別避難計画」の全市町村作成を県として促されたい。</p>	<p>○発災時の初動対応や男女共同運営参画の視点からの避難所運営及び事前対策等について整理した「避難所運営マニュアル」を県で作成し、市町村へ配付しており、避難所運営責任者の配置については、女性と男性の両方を配置するよう示しています。</p> <p>本県の個別避難計画の作成状況は、令和6年4月1日時点において、全部作成済4町村、一部策定済5市町村であり、一部作成済市町村が多数を占めることから、県では、市町村職員や社会福祉協議会職員等を対象とした研修会を令和6年1月27日に開催し、140名を超える参加者に参加いただいたところです。</p> <p>また、随時、作成件数が少ない市町村を対象にヒアリングや担当職員による訪問を行い、市町村の抱える課題について個別・具体的な状況の確認と助言を中心とした伴走型支援に努めています。</p> <p>引き続き、個別避難計画の作成促進のため市町村の支援に努めてまいります。【危機管理部】</p>
	2-57	小谷委員	<p>医療的ケア児、乳幼児、妊産婦視点での計画の充実を希望します。</p>	<p>○小児慢性特定疾病児童の個別計画については、保健福祉事務所が中心となり、作成を進めてまいります。</p> <p>また、個別避難計画が必要な対象者については、関係課や市町村と情報を共有しながら作成の検討を進めてまいります。【こども未来局】</p> <p>○医療的ケア児においては、市町村が策定する「個別支援計画」の作成を支援するため、市町村が活用できる避難計画作成のための手順書の作成を行うなど、市町村の支援をしてまいります。【こども未来局】</p>
<b>8-2 児童虐待防止対策の強化</b>				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
(1) 児童虐待の防止とこどもの見守り				
(2) 相談支援体制の整備				
<p>○県内の各方部に設置している児童相談所において、こどもの虐待をはじめとする児童の福祉に関するあらゆる相談に対応します。また、増加を続ける児童虐待通告、子育て相談等に即時に対応し、虐待の予防、早期発見及び早期対応を強化するため、通報者や相談者からの電話を24時間365日確実に受け付けることのできる「児童相談所虐待対応ダイヤル」を設置します。【こども未来局】</p>	2-58	宗形委員	<p>「児童相談所虐待対応ダイヤル」とは電話のみでしょうか。SNSやメールなども活用されているなら明記してはいかがでしょうか。</p>	<p>○SNS相談窓口（親子のための相談LINE）を令和5年2月より運用開始しておりますので記載させていただきます。【こども未来局】</p>

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
<p><b>(3) 児童虐待への対応強化</b></p> <p>○一時保護時や里親委託時、入所措置時の決定等に際し、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して各措置等を行うために、年齢や発達に応じた説明及び意見聴取を行います。【こども未来局】</p>	2-59	宗形委員	意見表明権についても触れる必要はないでしょうか。	○表現を修正いたします。【こども未来局】
<p>○虐待を受けたこどもの保護者への精神科医によるカウンセリングや、子育てについて学ぶプログラムの実施等を支援するため、児童相談所職員に対して専門的な研修を実施します。【こども未来局】</p>	2-60	宗形委員	子どものカウンセリングなど、27ページ「(4) 性被害の被害者等となったこどもへの支援」の「検察庁、警察、児童相談所等の関係期間の連携を強化し〜」と同等の対応が必要ではないでしょうか。いいと思いますが、関わる人によって近い順に並べてはいかがでしょうか。「児童相談所、警察、検察庁等」	○虐待を受けたこどもへの心理的ケアについては、児童相談所において継続的に実施しており、研修の実施により専門性の向上を図っております。機関の順番についてはご意見のとおり修正いたします。【こども未来局】
<p><b>(4) 性被害の被害者等となったこどもへの支援</b></p> <p>○「ふくしま性と健康の相談センター」において、若い世代を対象に性について正しい情報の発信や、中学・高校生を対象とした健康教育を行うほか、性と健康に関する様々な悩みに電話やメール、LINE等にて対応しており、予期せぬ妊娠や性感染症等についても、必要に応じて産科への受診同行も行いながら、相談支援を行います。【こども未来局】</p>	2-61	小谷委員	「ふくしま性と健康の相談センター」を受託しています。「受診同行」について、「性感染症」という表現でなく、性に関する疾病という表現ではいかがでしょうか？こども未来局に確認お願いいたします。	○性に関する疾病という表現に修正します。【こども未来局】
<p><b>(5) 学校における教育相談体制の充実</b></p>				
<p><b>(6) ギャンブル等依存症対策</b></p>				
<p><b>8-3 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援</b></p>				
<p>■現状・課題・施策の方向</p>				
<p>■施策の展開</p>				
<p><b>(1) 里親等委託の推進・普及啓発</b></p> <p>○里親の増加や里親家庭でのこどもの養育への理解を広めるため、里親入門講座（里親制度説明会）を開催し、街頭でチラシ等の配布を行うなどの広報活動や関係機関への周知等による普及啓発を行います。【こども未来局】</p>	2-62	宗形委員	チラシ等配布の効果はどのくらいあるのでしょうか。これまでの効果に基づいた方法の選択があるように思います。	○チラシ等配布に加え、県HPでの情報公開や市町村等の広報誌を活用した広報活動を行っております。チラシ等配布のみによる制度普及の効果測定するのは難しいのが現状ではありますが、里親委託率の向上に鑑みて一定の効果があると考えます。限られた期間の中で、より効果的な広報に取り組んでいくことは重要と考えますので、今後各機関の担当者との効果確認の実施を検討していきます。【こども未来局】
<p><b>(2) 家庭や里親等での養育が適当でないこどもの養育支援</b></p>				
<p><b>(3) 社会的養護経験者の自立支援</b></p>				
<p><b>(4) 要保護児童への支援</b></p>				

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
<b>8-4 ヤングケアラーへの支援</b>				
<b>■現状・課題・施策の方向</b>				
<p>本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることも、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があります。</p>	2-63	伊藤委員	親世代の高齢化に伴い子育てと介護の両立が必要なるケースが増えています。	<p>○家庭における介護の負担軽減のための取組を進めるため、市町村の家族介護支援事業や地域包括支援センターの総合相談支援機能等の活用、それらの連携を通じて、介護を必要とする高齢者のみならず、家族介護者を含めて支えていく取組を支援します。【保健福祉部】</p> <p>○ヤングケアラーによる家族の介護に関わる相談をきっかけに、既存の介護保険制度へ繋がる可能性はあります。【子ども未来局】</p>
<b>■施策の展開</b>				
<b>(1) ヤングケアラーへの支援と支援体制の強化</b>				
<p>○ヤングケアラーをはじめとする困難を抱える子ども等に向けて、支援に関する情報等を発信します。【子ども未来局】</p>	2-64	宗形委員	これは何で発信する予定でしょうか。	○LINEアプリの活用を見込んでおります。【子ども未来局】
<p>○日頃から子どもと接する機会が多い方が、ヤングケアラーに気づいたときに相談窓口につなぐことができるよう「支援制度」についてまとめた「福島県ヤングケアラー支援ハンドブック」や、ヤングケアラー支援の必要性や考え方、支援方法等についての基本的な事項を確認するための「福島県版ヤングケアラー支援マニュアル」を配付し、関係者によるヤングケアラー支援につなげていきます。【子ども未来局】</p>	2-65	宗形委員	学校への発信も行う予定でしょうか。	<p>○「福島県ヤングケアラー支援ハンドブック」及び「福島県版ヤングケアラー支援マニュアル」については、令和6年3月完成の際に、県内の各学校へ送付しております。</p> <p>現在はデータ版を県HPに掲載しており、学校関係者の方をはじめ県内外の皆様にご参照いただくことができます。【子ども未来局】</p>
<b>(2) 子ども家庭センターの体制整備</b>				
<b>(3) 学校における教育相談体制の充実</b>				

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
9 犯罪などの危険から子どもを守る取組				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
(1) 子ども・若者の自殺対策				
○学生・教職員へ向けた自殺予防研修の実施と、若者のアイデアを取り入れた若者向けの自殺予防グッズを作成し、普及啓発を行います。【保健福祉部】	2-66	安藤委員	「若者のアイデアを取り入れた若者向けの自殺予防グッズの作成」とあるが、この発想のきっかけは何かあるのか？	○本県における20代の若年層の自殺は毎年30人～40人前後で推移しており、減少しているとは言えない状況であることをふまえ、若者にも使ってもらえそうなグッズ（クリアファイルやウェットティッシュ等）を自殺予防グッズとして作成・配布しています。【保健福祉部】
○家庭・学校・地域において周囲の人が自殺や精神疾患に関する正しい知識を持ち、身近な人の悩みに気づくことができるよう普及啓発に努めるとともに、専門機関へのつなぎなど関係機関の連携と人材育成を推進します。【教育庁】	2-67	安藤委員	地域において、つながって受け入れられる仕組みづくりを進めてください。	○学生・教師へ向けた自殺予防研修を通して正しい知識を提供するとともに、市町村等関係機関に対しても、自殺対策に向けた知識や技術の向上を目的とした研修会等を通して普及啓発に取り組んでおります。また、電話・SNS相談から必要に応じ専門機関へのつなぎを行っています。【保健福祉部】 ○小中校と切れ目のない支援を地域と連携して行うために、「個別の教育支援計画」の円滑な引継ぎについて検討を進めます。【教育庁】 ○特別支援教育に関する地域のニーズに応じて、特別支援学校が地域におけるセンター的機能を発揮し、地域の保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関と連携・協力し、就学前から卒業後までの切れ目のない支援体制の整備に努めます。また、地域の幼稚園や小・中学校、高等学校等からの要請に対して、主訴やニーズに応じた相談・研修支援を行い、校内における体制づくりを支援しています。【教育庁】
(2) 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備				
○家庭や学校で子どものインターネット利用に関する基礎知識の習得度合いと利用状況を把握し、その向上と改善を図る支援システム「ふくしま情報モラル診断」を運用します。【子ども未来局】	2-68	宗形委員	どこに発信するのかまで明記してはいかがでしょうか。	○ご意見を踏まえて修正します。【子ども未来局】
(3) 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策				

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
(4) 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備				
○高校生等の消防団への認知を図るとともに、入団への理解が得られやすい環境を整備します。【危機管理部】	2-69	安藤委員	高校生に消防団の入団資格はないのではないか。	○消防団の入団資格は、一般的に18歳以上とされており、高校生が入団することは通常ありませんが、若手団員が特に不足していることから、卒業後の入団を促すため、高校への出前講座等により、消防団活動の周知を行ってまいります。【危機管理部】
○様々な災害が発生した際に、児童生徒が自らの判断で適切に対応したり、様々な事件・事故に遭わないよう行動したりできるようにするため、発達段階に応じた能力の育成や意識の向上を図ります。【教育庁】	2-70	宗形委員	具体的にどのように実施していく予定でしょうか。	○県立高校においては、震災学習を含めた防災教育を指導の重点として定め、全校で実施しています。【教育庁】 ○児童生徒が主体的に行動する態度を身に付けるための、次のとおり計画の充実を図っています。 (1) 各教科や特別活動、自立活動などとの調整を図り、防災教育に関する事項を学校安全計画や各種指導計画に確実に位置付け、学校の全体計画を作成・改善するなど、防災教育に取り組む体制を整備する。 (2) 児童生徒の発達の段階や地域の実情に応じて、特に重点的に指導すべき災害の内容を示して計画を作成する。 (3) 関係機関や団体等と連携を図り、学校安全計画や危険等発生時対処要領の改善に努める。(特別支援教育課) ○福島県学校安全指導者養成研修を開催し、各学校における防災教育のリーダーを育成するとともに、危機管理課との連携による「そなえるふくしま防災出前講座」、東京海上日動火災保険株式会社との連携による「ぼうさい授業」を活用し、防災教育の充実を図ってまいります。また、県警と連携し、各校での防犯教室、交通安全教室の充実を図ってまいります。【教育庁】
○教職員一人一人の危機管理能力を向上させることにより、学校全体で児童生徒の命を守る防災・防犯体制の強化、学校事故の未然防止等、学校の安全性向上に努めます。【教育庁】	2-71	宗形委員	具体的にどのように実施していく予定でしょうか。	○県内の7管内において学校事故防止対策研究協議会を開催し、学校事故等に係る未然防止や学校の安全性の向上について協議してまいります。【教育庁】 ○防災教育に当たり、児童生徒が状況に応じ、主体的に考え、判断し、行動する態度や能力を身に付けるため、次のとおり指導の充実を図っています。 (1) 「放射線教育・防災教育指導資料」や「実践事例集」等を活用し、各教科、総合的な学習の時間(総合的な探究の時間)、特別活動等において、災害発生のメカニズム、地域の自然環境や過去の災害等について学び、災害に関する基本的な知識と防災に関する意識を高めるための学習活動を工夫する。 (2) 地域の幼稚園、小・中学校等や関係機関・団体等と連携した避難訓練の実施や防災マップの作成等を通して、より実効的な防災教育の推進に努める。 (3) 「防災個人カード」等、具体的な資料を活用して、保護者や地域、関係機関・団体等と連携し、登下校中や自宅など学校以外で災害に遭った場合の避難の仕方、家族との待ち合わせ場所や連絡方法等、多様な場面を想定した指導や学習の場を設定し普段から教員の研修を実施する。【教育庁】
○保護者が被害者となり、こどもの養育が困難な状況となった場合には、こどもを児童相談所にて一時保護し、その後の保護者の状況に応じて、施設入所等の必要な支援を行います。【こども未来局】	2-72	宗形委員	必要な支援等にはカウンセリングも含まれるのでしょうか。	○必要な支援等には、こどもへのカウンセリングも含まれております。【こども未来局】
(5) 非行防止と自立支援				

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
<b>II ライフステージ 別の重要事項</b>				
<b>1 こどもの誕生前から幼児期まで</b>				
<b>1-1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保</b>				
<b>■現状・課題・施策の方向</b>				
<p>安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくりの一環として、周産期医療に必要な施設・設備の整備や運営を支援するとともに、産科・産婦人科医の確保、育成に努めます。</p> <p>また、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康を確保するため、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の事業について、広域的かつ専門的な立場から課題の把握等を行い、市町村と連携して取組を充実させていきます。</p> <p>また、妊娠・出産の仕組み等に関する正しい知識について、妊娠前の若い世代を中心に周知啓発を行います。</p> <p>さらに、子どもを持ちたいのに子どもができない不妊に悩む方に、不妊に関する医学的な相談や不妊による心の悩みの相談等を行う不妊専門相談センターを設置するとともに、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる不妊治療への経済的支援を行います。</p>	2-73	伊藤委員	<p>就学前の子供の発達を明確にし、小学校生活をより充実したものにする為に5歳児の定期健診を制度化すべきだ。</p>	<p>○5歳児健康診査については、就学前に必要な支援につなげることで切れ目ない支援を行うために、県では、全市町村での実施に向けて令和6年度から調整を進めております。【こども未来局】</p>
<b>■施策の展開</b>				
<b>(1) 周産期医療体制の整備</b>				
<b>ア 周産期に必要な施設・設備の整備支援</b>				
<p>○分娩取扱施設への支援を実施し、分娩取扱施設の確保や産科・産婦人科を標榜する病院や診療所数の維持に努めます。【保健福祉部】</p>	2-74	小谷委員	<p>分娩取扱助産院への支援も同様をお願いします。 正常分娩はガイドラインに則って助産師のみでの出産ができます。</p>	<p>○御意見として承りました。現在、本県には分娩取扱助産所に対する補助事業はありませんが、今後の国の動向を注視しながら対応してまいります。 案の「分娩取扱施設」は助産所も含めた施設を意味しているため、計画文書の修正はなしとします。【保健福祉部】</p>
<b>イ 周産期医療に関わる医師確保</b>				
<b>ウ 妊産婦への支援</b>				
<p>○妊婦の健康管理のため、早期の妊娠届や定期的な妊婦健康診査の受診について、啓発に努めます。【保健福祉部】</p>	2-75	小谷委員	<p>妊娠前の支援、妊娠確定診断に係る医療費補助はどの項目にはいりますか？</p>	<p>○妊娠前の支援は、I-6プレコンセプションケアの推進に入ります。また、妊娠確定診断に係る医療費については、Ⅲ-1子育てや教育に関する経済的負担の軽減に該当します。（低所得者に対して、初回の産科受診利用を市町村が助成している）【こども未来局】</p>
<b>エ 助産師の自立と周産期医療の質の向上</b>				
<p>○産科医師から助産師へのタスク/シフトシェアを進めるため、県内の助産師の実践力向上にむけて、研修会の支援を実施や、院内助産や助産師外来の活用を進めます。【保健福祉部】</p>	2-76	小谷委員	<p>福島県内には開業助産師が40名程おり、有床助産所・助産院も12施設程あります。産前から関わり産後ケアで妊産婦等のケアを行っています。 地域で働く助産師も自立した助産師です。医療機関勤務ではありませんが、考慮していただけますと幸いです。</p>	<p>○御意見のとおり、妊産婦等のケアは病院内や診療所に限らず、多くは地域の助産師が担っていることから、地域で働く助産師について追記のうえ、誤字修正しました。【保健福祉部】</p>

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
<p>オ 分娩施設では対応できない分娩の補完 カ 周産期医療システム構築の支援</p>				
<p>○体調が急変した妊産婦及び新生児に対して高度な医療が必要な場合、連携して患者を受け入れるために、周産期母子医療センター間や地域周産期医療施設間で母子周産期医療システムが構築されています。 周産期医療協議会をとおして、周産期医療体制の現状や課題、あるべき姿について協議を進め、周産期医療システムの充実を図り、周産期医療システムの構築の運営を支援します。【保健福祉部】</p>	2-77	小谷委員	産後ケア事業について、産後ケアは希望すれば利用できるユニバーサルなサービスになりつつあります。産後ケアについての記載を希望します。	○産後ケアについては、Ⅱ-1に記載しております。【こども未来局】
<p>(2) 産前産後の支援の充実と体制強化</p>				
<p>○妊婦や乳幼児を持つ保護者を対象に、健康や育児、乳房のケア等の不安や悩みについて助産師に相談できる「ふくしまの赤ちゃん電話健康相談」窓口を設置するとともに、必要に応じて訪問し、母乳育児等のきめ細やかな支援を行います。また、妊産婦や乳幼児を持つ保護者同士の交流の場を設け、支援の充実を図ります。【こども未来局】</p>	2-78	古渡委員	国において伴走型相談支援を政策として示していますが、妊婦さんが出産して産褥期からの専門家による伴走支援が必要と考えています。核家族化が進み、頼れる縁が少なくなっている現在、妊婦さん（当事者）のマイ助産師さんマイ保健士とどう関係が構築出来たらどれだけ安心できるか。当事者からの電話相談も必要と思いますが、退院後の不安を少しでも解消する政策がまずスタートと考えます。	○多くの市町村に設置されているこども家庭センターでは、妊娠期から職員が継続的にサポートを実施しております。また、退院後も必要に応じて家庭訪問や産後ケアの案内など、退院後の不安を解消するためにサービスを提供しております。【こども未来局】
<p>(3) 母子保健と児童福祉の一体的・継続的な支援</p>				
<p>(4) 妊産婦・乳幼児への保健対策</p>				
<p>(5) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化</p>				
<p>(6) 不妊や不育症に悩む夫婦に対する支援</p>				
<p>○不妊症や不育症に悩む方への包括的な支援体制の構築を図るため設置した「福島県不妊症・不育症支援ネットワーク協議会」を中心に、地域の実状に応じた不妊症及び不育症に悩む方への支援を行います。【こども未来局】</p>	2-79	小笠原委員	妊娠を望む男女が働きながら子供を授かり、子育てできる環境整備のため、福島県内の不妊治療を行う病院（人工受精が可能な病院県内4件のみ）を増やし、通院しやすい環境づくりと、治療費の補助金の適用範囲を拡大することを求める。合わせて、福島県で実施しているコンセプションケアを広く周知することが重要である。	○妊娠を望む男女が、健やかな妊娠・出産につながるように、プレコンセプションケアの普及啓発に努めてまいります。 また、福島県立医科大学に不妊相談専門センターを設置し、不妊治療の相談に対応しているほか、不妊治療を実施している医療機関や自治体等の関係者によるネットワーク協議会において、包括的な支援体制を構築しております。高度な不妊治療を行う医療機関につきましては限りがありますが、ネットワークを活かし連携を深めてまいります。【こども未来局】
<p>(7) 災害時の小児・周産期医療体制</p>				
<p>○災害発生時に小児・周産期医療の患者搬送や物資等の支援の調整を円滑に行えるようにするため、災害時小児周産期リエゾンの養成を進めるとともに、各関係機関や団体等と情報を共有し、連携して対応できるよう、平時からネットワーク形成を進めます。【保健福祉部】</p>	2-80	小谷委員	災害時小児周産期リエゾンは、都道府県により体制整備のばらつきが大きいと感じています。福島県が率先して医療機関に働きかける必要があると思います。リエゾンの養成に係る費用についても検討いただきたいです。 県内リエゾンの連携会議の開催もあると良いと思います。	○御意見のとおり、今後、小児周産期リエゾンの体制の整備のうえ、医療機関からご理解をいただくこと、具体例として、リエゾン養成に係る費用負担軽減を図ることについて検討します。リエゾンの連携会議については、他都道府県の状況も参考に検討してまいります。【保健福祉部】

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
<b>1-2 こどもの育ちの保障と遊びの充実</b>				
<b>■現状・課題・施策の方向</b>				
<p>幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていきます。</p>	2-81	伊藤委員	<p>一番の課題は少子化です。若者や子育て世代への投資がこれまで以上に必要です。環境整備はもとより、県の姿勢として目標値を定め積極的に子を産み育てやすい環境を提供してもらいたい。将来の県人口の想定希望数を明確に提示してもらいたい。</p>	<p>○今年度中に、県の「福島県人口ビジョン」が改訂される予定であり、当該ビジョンで示される将来人口の予想及び目標を基に、本計画における目標値を設定いたします。【こども未来局】</p>
<b>■施策の展開</b>				
<b>(1) 保育の受け皿の整備</b>				
<p>○市町村が算出した「教育・保育に係る量の見込み（需要）」に応じて、保育所や認定こども園などの施設整備を推進します。【こども未来局】</p>	2-82	宮内委員	<p>前回の計画策定時から情勢が大きく変化し、首都圏を除き待機児童は解消され、地方では町村部のみならず都市部においても定員割れが生じたり、施設の廃止が進んだりしています。</p>	<p>○従来同様、計画とのズレが見られた場合には、計画も更新することとなります。計画の進捗状況は例年調査しております。【こども未来局】</p>
<p>○待機児童の多い3歳未満児を受け入れる施設の体制強化を支援することにより、保育の受け皿を拡大して、待機児童解消を図ります。【こども未来局】</p>	2-83	宮内委員	<p>県内では待機児童はほぼ解消されており、子育てに関する財源を受け皿拡大よりも、既存施設の充実（施設設備整備だけでなく、国に先んじて県独自の財源による保育士配置基準の改善や、へき地での施設の維持）に振り向けて頂きたいと思えます。</p>	<p>○お見込のとおり、福島県では待機児童の減少から、量の充実から質の向上への注力にシフトしていきます。当該項目では未だ存在する待機児童解消への取組として記載しておりますが、質の向上については、保育士の確保について、別項目で記載のとおり推進していきます。【こども未来局】</p>
<p>○企業が国の助成を受けて整備・運営する企業主導型保育施設について、国・市町村・設置企業等と情報共有を図りながら、開設後の指導監査を実施するなど、保育の受け皿として適正な拡大を図ります。【こども未来局】</p>	2-84	宮内委員	<p>企業が福利厚生の一環または新たな収益源として展開する企業主導型保育施設については、待機児童の見込まれる地域に限定し、助成についても段階的に縮小し企業による自主運営にシフトしていくべきものと考えます。</p>	<p>○企業内子育て支援施設整備事業につきましては、子育て中の従業員が安心して働き続けられる環境づくりに取り組む企業を支援するため、継続して実施してまいりたいと考えております。【商工労働部】</p> <p>○企業主導型保育施設への運営費に係る支援については、施設等利用給付として国で定める負担金であり、待機児童の状況によって県の支援を行わないことはできません。【こども未来局】</p>
<b>(2) 保育・幼児教育の質の向上</b>				
<b>ア 保育の質の向上</b>				
<p>○各保育所等が自身の保育サービスの質を客観的に把握するため、第三者が専門的な立場から施設の運営状況やサービスの内容を評価する「福祉サービス第三者評価」の受審を促進します。【こども未来局】</p>	2-85	古渡委員	<p>第三者評価は運営状況やサービスの評価です。本質的な幼児教育保育の質の評価にはなりません。保育の質の担保の為に評価システム・モニタリングシステムが必要です。ご検討お願いいたします。</p>	<p>○御意見として承ります。</p> <p>県では、巡回支援指導員による巡回指導や、毎年度実施する監査に加え、各研修を実施するなど保育の質の向上を図っているところです。【こども未来局】</p>
<p>○児童館、保育所などの児童福祉施設における保育の質の向上を図るため、遊具・運動用具・空調設備等の環境整備等を支援します。【こども未来局】</p>	2-86	宗形委員	<p>専門家の関与についても必要であると思われれます。</p>	<p>○御意見を踏まえ、修正します。【こども未来局】</p>

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
イ 幼児教育の質の向上				
○認定こども園や幼稚園における教育の質の向上を図るため、遊具・運動用具・空調設備等の環境整備や、認定こども園における研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修等の開催を支援します。【総務部】	2-87	伊藤委員	公立・私立の別なく進めてもらいたい	○認定こども園及び保育所の施設整備については、国の補助要綱に従い実施している事業もあるため、公立施設への支援が可能でない場合もあります。 一方で、研修等については、公立施設も参加可能として引き続き教育・保育の質向上を図っていきます。【こども未来局】
○幼児教育に携わる教員等の資質の向上を図るため、各種研修会を実施するとともに、全ての園種を対象に、地区や園で実施している研修会や園内研修を支援します。【こども未来局】	2-88	宗形委員	全ての園種を対象に支援とは、どのように実施していくのでしょうか。（実現可能性）	○参加者募集の際、施設種別を問わず、募集します。【こども未来局】 ○幼稚園、保育所、認定こども園の施設類系や公立・私立の別なく、各幼児教育施設の研修要望に応じて、ふくしま幼児教育研修センターの指導主事等が出向く形で指導助言を行ってまいります。【教育庁】
○幼児教育段階から非認知能力を育成するとともに、幼児教育で育まれた資質・能力の基礎を小学校以降の教育に効果的につなぐ取組を推進します。【教育庁】	2-89	宗形委員	どのような取り組みを考えているのか、もう少し明記してはいかがでしょうか。	○ご意見を踏まえて修正します。【教育庁】
(3) 特別な配慮を必要とするこどもへの支援				
(4) 幼児教育・保育の一体的提供の推進				
(5) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進				
○保育所、幼稚園、小学校等において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有した意見交換や合同研修会、幼児と児童の交流会等が効果的な取組となるよう、幼児教育と小学校教育の接続を図るための連携を支援します。【こども未来局】	2-90	宗形委員	もう少し具体例についても示してはいかがでしょうか。	○県計画であるため、他項目とのバランスも顧慮し、あえて具体的な内容までは示していません。【こども未来局】
○幼児教育段階から非認知能力を育成するとともに、幼児教育で育まれた資質・能力の基礎を小学校以降の教育に効果的につなぐ取組を推進します。また、幼小中高が連携し、「知識及び技能」に限らず、「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の、変化の激しい社会にも対応できる資質・能力の育成を図ります。【教育庁】	2-91	宗形委員	もう少し具体的に何をするのかまで示してはいかがでしょうか。	○ご意見を踏まえて修正します。【教育庁】

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
<b>(6) 保育・幼児教育に関わる人材の育成と確保</b>				
○指定保育士養成施設の学生への修学資金の貸付けにより、保育士資格の新規取得の機会拡大を図ります。【こども未来局】	2-92	小笠原委員	少子高齢化の加速や首都圏への人材流出が懸念されている。保育士の人材確保および処遇改善は、保育の質を向上させるために必要不可欠である。保育士の資格取得を目指す学生に対し、修学に必要な資金貸付の拡充を求める。	○修学資金の貸付については、令和4年度から貸付枠を拡充し、令和6年度も引き続き必要な貸付枠を確保しています。【こども未来局】
○保育士の主な離職理由として給与等の処遇や仕事量、職場の人間関係等があげられていることから、経営者や実習指導者等を対象としたセミナーなどを実施して働きやすい職場づくりの情報を提供し、保育人材の安定的な確保・定着を図ります。【こども未来局】	2-93	伊藤委員	幼稚園教諭に対する処遇の改善も併せて実施検討してもらいたい。	○ご意見として承ります。【こども未来局、教育庁】
	2-94	小笠原委員	○必要な財源を確保したうえで、良質な保育・幼児教育など子ども・子育て支援策を充実させること。 ○保育・教育の人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善すること。	○処遇改善等加算の要件となっている保育士等キャリアアップ研修を実施しており、十分な受講定員を確保し、受講を促進してまいります。【こども未来局】 ○職員間で保育に対する考えを尊重し合ったり、合意形成を行ったりする中で、保育人材の資質向上や園内組織の活性化を図ることができるように各種研修を通して支援していきます。【教育庁】
<b>(7) 子育て支援の拠点づくり</b>				
○家庭・地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感・不安感の増大に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として「地域子育て支援拠点」の周知を図ります。【こども未来局】	2-95	古関委員	地域で開催しております、未就学児と保護者のための、子育てサロンには、毎月、たくさんの親子が参加されます。 中にはアウェイ育児をされている保護者もあり、日々の子育てで疲弊し、孤独感も抱いているようです。自分が住む地域に、同じように子育てをしているママ友を知ること、親しくなり、ママたちの顔が輝いてきます。そこには地域住民や民生児童委員、主任児童委員もあり、地域の大人に見守られながら子育てをしていく安心感を抱いていただけたらと思っております。20年以上継続しての活動から、本当に必要な、親子の居場所だと感じております。	○引き続き、事業実施主体である市町村の取組を支援してまいります。【こども未来局】
<b>(8) 教育・保育情報の公表</b>				
<b>2 学童期・思春期</b>				
<b>2-1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育の充実</b>				
<b>■現状・課題・施策の方向</b>				
こどもにとって、学校はただ学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながら、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所のひとつであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摂を実現する観点から、学校生活を更に充実したものとしていきます。 また、ライフスタイルの変化等により、朝食の欠食や子どもがひとりで食事を摂る孤食など食習慣の乱れが問題となっており、栄養・食生活と肥満との関連について注視していく必要があります。そのため、児童及び保護者に対する望ましい食生活の普及、健康な食習慣の定着、体験型の食育活動の充実、地産地消の推進を図るなど、家庭・学校等・地域が一体となった食育推進体系の整備を推進します。	2-96	伊藤委員	長期休業期間中の子供の食の実態も併せてアンケート等実施し課題の検討を行ってほしい。	○健康づくり推進課では、働く世代（保護者世代）に減塩・野菜摂取等を推進する取組を重点的に推進しています。こどもの食事は保護者が用意することが多く、望ましい食生活・食習慣の定着も保護者への支援により家庭内へ波及効果があると考えられるため、引き続き保護者世代への取組を推進していきます。 また、併せて地域・食育関連企業・団体・教育等が一体となって、自然に健康になれる食環境づくりを進めていきます。【保健福祉部】 ○現在、年2回、朝食の摂取状況を確認する調査をしています。 なお、学校管理下外の内容であるため、長期休業中（夏季・冬季）の実態把握はしていません。【教育庁】

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
■施策の展開				
(1) 学力の向上				
<p>○小中学校においては、学校と家庭が連携して学習習慣の確立を図るとともに、学習指導の更なる改善に努め、高等学校においては、生徒一人一人の進路希望を実現するため、高度な知識・技能の習得とその活用能力向上を図るなど、こどもの発達段階に応じた学力向上の取組を推進します。【教育庁】</p>	2-97	伊藤委員	休日・休業中の自宅以外での学習場所の創出が必要ではないか。	○地域学校協働活動において、地域住民による学習や体験活動の場が設けられているところ。【教育庁】
	2-98	宗形委員	<p>具体性に欠けるため、学習指導の更なる改善を具体的に示してはいかがでしょうか（「(3) こどもの体力の向上」においては、かなり具体的に書かれています。学習指導の更なる改善についてももう少し具体を示す必要があると思います。4(1)にも記載しましたが、福島県として具体的に何を大事にした学力向上策を講じていくのか検討し、明記する必要があるのではないかとことです。</p>	<p>○学力向上策を講じていく上で、大きな要因として授業改善が挙げられるという考えの基、「令和6年度授業改善グランドデザイン」にて、「教師が『話す』授業から、教師が『みる』『きく』『つなぐ』授業へ」の転換を図ることの重要性を具体的に示しました。また、その改善に向け、「授業改善チェックリスト」も示しましたので、今求められている授業の在り方について、改善していくことの必要を訴えているところでもあります。【教育庁】</p> <p>○ふくしま学びの革新支援事業により、次世代を担うリーダーとしての資質・能力を育成するための取組を行っています。学ぶ意欲の高い生徒に対する交流会、コンテストの実施や探究学習や理数教育、思考力・判断力・表現力等の向上を図る各県立高等学校の取組への支援をととして学力向上を図っております。【教育庁】</p>
(2) 道徳教育の推進				
(3) こどもの体力の向上				
(4) 特別支援教育の充実				
<p>○特別支援教育に係る活動の充実を図るため、教員の専門性向上のための研修や講師派遣、個別の支援計画の策定等を進める児童・生徒の学習・生活・進学・就職等をサポートする支援体制の整備を行う私立高等学校等を支援します。【総務部】</p>	2-99	宗形委員	等と示されていますが、私立高等学校以外はどのような対象をお考えでしょうか	<p>○「等」は、小学校・中学校を指しますので、「私立の小・中・高等学校」に修正します。【総務部】</p> <p>○この「等」に公立学校は含まれませんが、公立小中学校、高等学校については以下のとおりです。</p> <p>特別支援教育研修推進事業において、公立小中学校、高等学校教員の、特別支援教育に関する専門性向上のため、各校の特別支援教育に関する意識や研修状況、ニーズ・課題を明らかにし、すべての教員に求められる特別支援教育に関する研修の推進を図ります。主な取り組みとしては、①特別支援教育に関する研修の実施状況、ニーズ、教員の意識や考え方等の調査・分析、②すべての教員（管理職を含む）に求められる特別支援教育に関する資質・能力の整理、③特別支援教育のキャリア形成に向けた研修体系の検討の三つの柱で取り組みます。【教育庁】</p>
<p>○心身障がい児教育の充実振興を図るため、心身障がい児を受け入れ、専任の教職員を配置する私立幼稚園等を支援します。【総務部／再掲】</p>	2-100	宗形委員	等と示されていますが、私立幼稚園以外はどのような対象をお考えでしょうか	<p>○「等」は、幼保連携型認定こども園を指しますので、「私立の幼稚園・幼保連携型認定こども園」に修正します。【総務部】</p> <p>○特別支援学校に設置している幼稚部（視覚支援学校、聴覚支援学校）においては、国の定める標準法（教職員定数の標準に関する法律）及び特別支援学校設置基準に準拠し必要な教職員を配置しています。【教育庁】</p> <p>○「福島県幼児教育振興指針」を基に、特別支援教育のさらなる理解や適切な指導について、各種研修を通して各幼児教育施設を支援していきます。【教育庁】</p>

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
<p>(5) 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実</p> <p>○働き方改革の推進や教員の養成・採用・研修の充実等により学校の在り方を変革し、教員が主体的に学び、やりがいを持って働くことができる持続可能な教育環境を構築することで、教員の力、学校の力を最大化します。【教育庁】</p>	2-101	小笠原委員	<p>○教職員の確実な配置、産休・育休・病休等に対する代替・補充教職員確保に向けた処遇改善などの予算措置をお願いしたい。</p> <p>・昨今の教職員不足により、現在では年度初めから教員の未配置が発生している。それに加え、年度途中からの産休・育休・病休に対して代替・補充の配置が困難となっており、「授業者がおらず、子どもたちの学習権侵害」「安心して休むことができない」、「現場への負担が増す」など問題となっている。年度初めの教職員完全配置も含め、欠員が発生しないよう人員の確保をお願いしたい。</p>	<p>○代替・補充者配置のための予算につきましては確保しておりますので、引き続き人材確保に努めてまいります。</p> <p>また、教員採用については、教員としての魅力ややりがいをまとめた動画、パンフレットにより、その魅力を広く発信するとともに、採用試験改善に取り組んでおります。今後も、様々な方策を考え、取り組んでまいります。【教育庁】</p> <p>○産育休補充については常勤、病休補充については非常勤（時間）を原則として補充を行っています。年度途中の代替・補充については、地区や教科によって配置が困難な状況もありますが、常勤が難しい場合は時間講師で対応するなど、可能な範囲での支援を行っています。</p> <p>なお、県立学校における令和6年度初め（4月1日時点）の欠員数は1名です。【教育庁】</p>
	2-102	小笠原委員	<p>○教職員の働き方改革のため配置されているスクール・サポート・スタッフについて、全校配置の確実な実施と十分な勤務日数確保のための予算確保をお願いしたい。</p> <p>・コロナ禍対策として配置が進んだスクール・サポート・スタッフだが、コロナ5類移行を受け、現在は学校の働き方改革実現に向けた重要な手立ての一つとしてすすめられている。教職員不足を軽減する重要な役割を果たしているが、今年度からコロナ関連予算によるものではなく予算額が縮小したことから勤務日数の削減が行われた。そして先日、県の最低賃金上昇のあおりを受け、年休取得の推進の形で勤務日数が削減されてしまった（通勤手当ぶん圧縮のため）。来年度の全校配置・勤務日数の確保・拡充に向け、予算確保をお願いしたい。</p>	<p>○関係課と連携して、全校配置の予算確保に努めてまいります。【教育庁】</p> <p>○合計勤務時間の範囲で、繁忙期は勤務を増やし、閑散期は勤務を減らすなど、勤務のメリハリを現場に浸透させることで、効率のよい事業の実施方法を検討してまいります。</p> <p>令和7年度は、全校配置を優先して、賃金上昇も踏まえた効率的な事業実施に向けて予算の確保に努めてまいります。【教育庁】</p> <p>○教職員の多忙化解消及び業務負担軽減のため、すべての県立学校に配置することとしており、令和6年度は11月1日現在で73校に対して78名配置済みとなっています（校舎方式を取る学校は校舎ごと）。今後も全校配置を原則として学校を支援していく予定です。【教育庁】</p>
	2-103	宗形委員	<p>教師にとっての接続可能な教育環境とはどのようなものでしょうか。</p>	<p>○「教職員働き方改革アクションプラン」の「2 本プランの目的」において、児童生徒と向き合う時間の確保や授業改善など、教職員が本来行うべき業務に集中でき、教職員が主体的に研さんを重ね、やりがいと達成感を持って働くことができる環境のこととしております。【教育庁】</p>

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
<p>(6) 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備</p> <p>○部活動の適正化と学校の働き方改革を踏まえた、さらなる部活動改革の推進を目指し、学校現場及び学校関係他団体、競技団体と市町村教育委員会が一体となり、今後の部活動の在り方や課題を検討するとともに部活動の地域移行に向けた知見等の共有を図ります。【教育庁】</p>	2-104	小笠原委員	<p>○休日の運動部活動の地域移行に向けた改革推進期間（2023～2025年度）で、地域移行や地域スポーツクラブの設立が進むよう、各自治体の事業予算の補助が出せるような制度を新設していただきたい。</p> <p>・主体は市町村教育委員会ではあるが、人と予算の確保に困難を抱えていることが多い。まずは予算面での補助を広げていただき、地域ごとの受け皿や部活動指導員の確保、民間への委託などが進むよう予算面で支援いただきたい。</p>	<p>○モデル地区を設け、モデル地区の取り組みを情報交換会の場で市町村に情報共有し、文化部活動地域移行を推進していきます。【教育庁】</p> <p>○国では地域スポーツクラブ活動体制整備事業（スポーツ庁）を行っており、県内すべての市町村に照会したところ、現在、7つの市町が地域クラブ活動の移行に向けた実証事業に参加しています。これらの取組を共有するとともに、市町村の担当者を集めた情報交換会を開催しました。引き続き、市町村の実態に応じた個別の支援を継続していくことを考えています。【教育庁】</p> <p>○部活動指導員については、市町村からの要望に沿い、26市町村に116名を配置しているところです。次年度においても、30市町村から161名の配置希望があり、可能な限り希望に応えたいと考えています。【教育庁】</p>
	2-105	宗形委員	<p>地域の実態に応じた取り組みとする必要があると考えます。</p>	<p>○地域の実情に応じて、協議会（検討会議）の設置、推進計画の策定、生徒・保護者・教職員・地域への情報提供を今年度中にすべての市町村で行うよう7月の情報交換会の際に示したところです。引き続き、市町村の実態に応じた個別の支援を継続していきたいと考えております。【教育庁】</p>
<p>(7) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進</p> <p>○地域コーディネーターの配置や、コミュニティ・スクールの導入等により、地域住民等と学校が連携・協働する体制づくりを促進し、子どもが学校外の大人と交流したり相談したりできる体制の構築を目指すとともに、各校の特色化や魅力化を図ります。【教育庁】</p>	2-106	安藤委員	<p>福島県は、全国と比べて導入率が低いと聞いている（文科省資料より35%、福島市においては、飯野地区のみ）。国が施策として進めているので、福島県や各市町村においても、もっと積極的に進めていくべきではないか。この「福島県こどもまんなかプラン」を推進していくにあたって、家庭・地域・学校が一体となって行くことは、大切なことと考える。</p>	<p>○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けて、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進委員会」を通して、庁内の連携、市町村との連携強化を図っています。また、研修会等も実施していますので、今後も継続して支援していきます。【教育庁】</p> <p>○県立高等学校では、「地域コーディネーター」を、県内7地区に配置しています。【教育庁】</p>
	2-107	小谷委員	<p>性と生に関する健康教育も含めると良いと思います。自殺や虐待防止にも含まれるでしょうか？</p>	<p>○学校における健康教育は学校保健、学校安全、食育を包括したものであり、それらは、指導と管理が一体として進められるものです。その両者の活動を円滑かつ効果的に推進するために組織活動が位置付けられています。性に関する指導も健康教育に含まれています。【教育庁】</p>
<p>(8) 健康教育の推進</p> <p>○生涯にわたって健康を保持増進できるよう、また、健康課題等の学習を通じて、正しい知識やそれに基づく判断力を身につけられるよう、家庭や地域、学校医や関係機関との連携を図り、学校教育活動全体で健康教育を推進します。【教育庁】</p> <p>○将来にわたって体力向上、食習慣や肥満解消などの健康課題を解決していくためには、児童生徒一人一人が自ら健康マネジメントサイクルを確立する必要があり、そのための取組を進めます。【教育庁】</p>	2-108	宗形委員	<p>具体的もう少し示していただくことでイメージができるように思います。</p>	<p>○児童生徒に自分手帳を配付し、その活用により自分の健康課題を認識し、その解決に向け積極的に取り組む健康マネジメント能力の育成を目指しております。【教育庁】</p> <p>○食習慣、肥満等の健康課題に対応するため、栄養教諭を始めとした食育指導者の資質向上を図り食生活環境を整備するとともに、幼児期からの運動習慣を形成を図っているところです。【教育庁】</p>

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
(9) 食育活動の推進				
(10) 体罰や不適切な指導の防止				
(11) 校則の見直し				
○児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものであることから、その適切な見直しについて啓発や情報発信を進めます。【教育庁】	2-109	宗形委員	子どもの権利の担保としての校則の見直しという表現は必要ないでしょうか。	○ご意見を踏まえて修正します。【教育庁】
<b>2-2 こどもの居場所づくり</b>				
<b>■現状・課題・施策の方向</b>				
こども・若者の「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性すべてが「居場所」になりえます。その場を居場所と感じるかどうかは、こども・若者本人が決めるものであるという前提に立って、すべてのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、居場所づくりを推進していきます。	2-110	宗形委員	学校が子どもの居場所となることについても触れる必要があるように思います	○「2-1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育の充実」の現状・課題・施策の方向で言及されておりますとおり、学校は子どもにとって大切な居場所の一つであります。一方で、教育基本法第10条にあるとおり、父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有しており、心身の調和のとれた発達を図るよう努めることが法律で定められております。また、学校に通えない子どもについては、教育支援センターのように誰一人取り残されないよう支援する施設等も重要です。ご指摘いただいた内容については、原文にあるとおり「多くの居場所」が大切であることから、今後も子どもの居場所が充実されるよう取り組んでまいります。【教育庁】 ○学校が子どもにとって安心して安全な場所であるために生徒指導の充実を図ります。その取り組みとして、 ・児童生徒一人一人の多様な実態と日頃の生活の様子の把握に努めます。 ・学校教育活動全体を通して、生徒指導の機能を生かし、主体的な生活態度や児童生徒一人一人を伸ばす積極的な生徒指導を行います。 ・発達支持的生徒指導によって、学級活動（ホームルーム活動）を中心とした特別活動や各教科等を通じて、児童生徒の障がいの状態等や発達の段階に応じた人間としての在り方や生き方に関する指導の充実に努めます。【教育庁】
<b>■施策の展開</b>				
(1) こどもの居場所づくりの推進				
(2) 放課後児童対策				
<b>2-3 小児医療体制やこころのケアの充実</b>				
<b>■現状・課題・施策の方向</b>				
<b>■施策の展開</b>				
(1) 小児医療体制の整備				
(2) 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援				

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
<b>2-4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育</b>				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
(1) 主権者教育の推進				
(2) 消費者教育の推進				
(3) 金融経済教育の充実				
(4) ライフデザインに関する教育や意識啓発の推進				
○若い世代が将来の様々なライフイベントに対応できるよう、結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等のライフデザインセミナーやワークショップを実施する取組を支援します。【こども未来局】	2-111	小谷委員	「プレコンセプションケア」という表現や、プレコンセプションケアに関する内容が入っても良いと思います。	○ご意見を踏まえ、同内容を盛り込むことを検討してまいります。【こども未来局】
(5) キャリア教育・職場体験の推進				
<b>2-5 いじめ防止と不登校のこどもへの支援</b>				
■現状・課題・施策の方向				
いじめは、こどもの心身に深刻な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある許されない行為であるという認識の下、いじめの未然防止、早期発見、解決に向けて対策を強化していきます。 不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方としつつ、すべてのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう支援していきます。	2-112	伊藤委員	不登校に次いで否登校児がコロナ禍を過ぎ、増えているようです。そういった子においても切れ目ない学習支援が必要です。	○県教育委員会では、校内教育支援センターへの教員配置や、教育支援センターの設置がない市町村への学習サポーターの派遣など、学習支援に関わる人事面での措置を行っています。また、専門的な知見を持つ大学と連携し、体験学習から学びのきっかけを得るプログラムの実施や、不登校児童生徒支援センターにおいてオンラインによる学習支援を実施しています。今後は、市町村の教員支援センターや民間団体と連携しながら、個に応じた学習の機会の選択肢を増やすべく検討していきます。【教育庁】 ○令和6年度から、高等学校において不登校生徒の学習機会を確保するため、自宅等から遠隔授業・通信教育を実施できるようになり、県として遠隔授業に関する方針を示し、学習支援に取り組んでいます。【教育庁】
■施策の展開				
(1) いじめ防止対策				
○いじめの未然防止・早期発見や組織的な対応を進めるとともに、児童生徒一人一人が主体となって活躍できる魅力的な学校づくりを進めます。【教育庁】	2-113	宗形委員	もう少し具体的な内容についても踏み込んで明記する必要があると考えます。	○ご意見を踏まえて修正します。【教育庁】

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
<p>(2) 不登校のこどもへの支援</p> <p>○教育相談体制の整備を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用により、不登校の生徒等の教育機会についての支援等を行う私立高等学校等を支援します。【総務部／再掲】</p>	2-114	安藤委員	<p>これだけ全国的な問題となっているのに、施策が少ない。民間との連携や、Fルームよりももっとつっこんだ、オンラインタブレットを活用した自宅でも授業を受けられるような仕組みを作っていく必要があると思う。</p>	<p>○令和5年度に不登校児童生徒支援センターを設置し、小中学生を対象にオンラインによる支援を行っています。学校においても、タブレットによる授業中継や、オンデマンドによる録画データの視聴ができるように整備している例や、オンライン学習システムを活用した個別学習の例が見られるようになってきたことから、参考となる好事例はとりまとめ、他の学校に紹介していきます。【教育庁】</p>
	2-115	小笠原委員	<p>県内9校の高校に配置されている個別支援教育コーディネーターの対象を中学生まで広げ、配置する学校の数も拡大されたい。不登校児童が増えるなかで、個別支援教育コーディネーターによる支援が必要不可欠である。</p>	<p>○公立小中学校においては、多様な背景や課題を持つ児童生徒の様々な援助ニーズに対して、個別支援教育コーディネーターに代わるものとして、生徒指導主事や特別支援教育コーディネーター、教育相談担当などがチーム学校として対応しております。県教育委員会では、このような児童生徒の支援や関係機関との連絡調整等を担う学校の中核的存在となる教員を育成するため、教育相談コーディネーター研修会を実施しており、5年間で全ての学校が参加することとしております。これまで、各学校の生徒指導主事や特別支援教育コーディネーター、養護教諭などが参加しており、児童生徒の特性や個別の事案に対するケース会議の運営方法、外部機関との連携の仕方を学んでおります。今後も、各学校において組織的な支援が行われるよう、教育相談コーディネーター研修会の充実に努めてまいります。【教育庁】</p> <p>○個別支援教育コーディネーターの役割の理解とコーディネーター間の情報共有を進め、そのノウハウを地域の学校に還元できるよう支援していきます。【教育庁】</p>
	2-116	鈴木委員	<p>質問も含みますが、この私立高等学校等には、広域通信制高校も含まれますか？もし含まれないのであれば、含むよう提案します。御承知の通り義務教育課程で不登校を経験した生徒の多くが、広域通信制高校に進学しています。その生徒のサポート体制があることが望ましいと考えています。もし含めることが可能なら「広域通信制高校」を文中に入れる事を提案します。</p>	<p>○現在、県内に所在する広域通信制高校のサテライト施設は、その本校が設置されている他都道府県が所管していることから、本県による支援の対象とはなっておりません。</p> <p>なお、国が定めた「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」では、「不登校経験者など多様な生徒が多数在籍する実施校においては、教員配置を一層充実させるとともに、専門・支援スタッフとの連携を図りながら、生徒一人一人に寄り添って伴走して支援を行う体制を整えるべき」ものとされております。【総務部】</p>
<p>○不登校及びその傾向のある児童生徒を支援するスペシャルサポートルームの活用や、帰国児童生徒や外国人児童生徒への日本語習熟のための授業等個別支援を進め、市町村や民間団体等と連携しながら学びの機会を確保するための取組を県内に普及させます。【教育庁】</p>	2-117	鈴木委員	<p>不登校児童生徒のサポートについての文章について、その対象や打ち手についての記載は賛同する内容です。一点、不登校児童生徒のための「多様化学校（いわゆる不登校特例校）」の設置などについて、市町村との連携も前提に御検討いただきたいと提案します。</p>	<p>○現在、学びの多様化学校の設置のに向けて取り組んでいる市町村は1町のみですが、今後も市町村と情報交換を密にし、設置に係る人事面や制度面に関する意見交換を行って協力していきます。【教育庁】</p>
<p>○少年からの相談や少年に関する相談に対応するための相談ダイヤル「ヤングテレホン」を運用し、必要な知識及び能力を有する少年相談専門員がアドバイスを行います。【警察本部】</p>	2-118	宗形委員	<p>テレホンのみでしょうか。電話のみでの対応かということです。</p>	<p>○相談の内容に応じて、関係所属において面接を行う場合があります。【警察本部】</p>

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
3 青年期				
3-1 高等教育の修学支援やキャリア形成支援				
■現状・課題・施策の方向				
<p>若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確認できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施していきます。</p> <p>また、在学段階から職業意識の形成支援を行うとともに、学生のキャリア形成を支援していきます。</p>	2-119	鈴木委員	<p>青年期課題の一つに進学に限らない離家の問題があります。実際に関わっている生徒の中には、就職活動を行う際のスーツや靴を持っていない・1人暮らしするための準備金がない・運転免許取得費用がなく就職に不利な状況にあるなど、就職の際の準備が整わない状況も散見されます。進学に限らないキャリア支援の施策の検討を提案します。</p>	<p>○ご意見を踏まえ、今後、関係部局にて検討してまいります。</p> <p>なお、福島県未来に進もう！こどもの夢応援事業において、児童養護施設等を退所し大学等へ進学するこどもに対して、入学支度金や住居確保のための臨時給付金の給付を行っています。</p> <p>また、福島県児童養護施設等入所児童自立支援事業において、児童養護施設等を退所し就職する児童（退所後1年以内の者を含む。）の普通自動車免許の取得に要した経費の補助も行ってまいります。【こども未来局】</p>
■施策の展開				
(1) 高等教育費の負担軽減				
(2) 学生のキャリア形成支援				
<p>○対象学生が学生の期間を通じて、地域医療や職業選択に対する意識の涵養を図り、地域医療に貢献するキャリア形成を支援することを目的に策定する「福島県キャリア形成卒前支援プラン」に基づき、大学と医療機関等が連携し、地域医療に関する実習や講義の支援・定期的な勉強会の開催など、将来従事する地域と接する機会の提供、地域医療に従事する意識の向上を図ります。【保健福祉部】</p>	2-120	小笠原委員	<p>○医療・福祉・介護分野の労働者が働き続けることができる環境整備および支援施策を求める。</p> <p>・具体的には、子育てをしながら仕事ができる環境整備や子育て・介護により離職した有資格者やライセンス所持者の復帰支援策、医療・福祉職子育て世帯移住支援事業などの新設を検討されたい。</p>	<p>○女性医師等の離職防止や再就業の促進を図るため、仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備や勤務条件の緩和、復職研修などを行う医療機関を支援しており、引き続き、健康で安心して働くことができる職場づくりを推進してまいります。【保健福祉部】</p> <p>○就労環境等の改善や職員の人材育成につながる介護事業者の取組について、県が策定した評価基準に照らし認証を付与することにより、事業者による働きやすい職場環境整備の主体的な取組を促進し、介護職員の確保・定着を図ります。【保健福祉部】</p> <p>○介護職員の労働環境・処遇改善について優れた取組を行っている介護施設等を表彰することにより、介護職員の定着を促進しています。【保健福祉部】</p>

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
<b>3-2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定</b>				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
(1) 若者への就職支援				
★本項目を通して	2-121	鈴木委員	現状・課題・施策の方向の欄(3-1)に記述しましたが、生徒の中には相談や情報支援では、その後の進路選択が困難な層が散見されています。今後、具体的な現物支給や離家支援などの検討をお願いします。	○1人1台端末の購入にあたって、家庭の所得に応じた補助金を設定しています。在学中のみの貸与とはせず、卒業後も活用できるようにしています。【教育庁】 ○ご意見を踏まえ、今後、関係部局にて検討してまいります。 なお、ひとり親家庭への修学支援としては、母子父子寡婦福祉資金貸付金において、修学資金、就学支度資金の貸付を行っています。【こども未来局】
○新入社員の早期離職防止のため、複数企業の新入社員を対象とした交流会の開催や、新入社員の人材育成制度の整備、職場環境の改善などが不可欠であることから、新入社員を指導する立場にある上司や人事担当者向けのセミナー等の支援を行います。【商工労働部】	2-122	宗形委員	雇用する側、企業内での意識改革についてはどう対応するかまで明記する必要があると思います。	○ご意見を踏まえて修正します。【商工労働部】
○児童養護施設や里親等から自立するこどもに対し、大学等進学のための給付金の支給や運転免許取得の補助等による経済的な支援とともに、自立後の生活相談や就労支援などのアフターケアを行います。【こども未来局/再掲】	2-123	鈴木委員	社会的養護の対象になっていない生徒の中にも、経済困窮している生徒が存在します。制度上の壁かと思いますが、必要な生徒に支援が届くような施策を期待します。	○ご意見を踏まえ、今後、関係部局にて検討してまいります。 なお、福島県こどもの巣立ち見守り事業(社会的養護自立支援拠点事業)において虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった児童等も生活相談支援、就労支援等の対象者となっています。【こども未来局】
(2) 若者による地域づくりと移住・定着の推進				
(3) 女性が活躍できる環境づくり				
○女性農業経営者の確保・育成を図るとともに、家族経営協定の締結等を通じた女性農業者の経営参画の促進や、女性が働きやすい環境の整備に向けた取組を推進します。【農林水産部】	2-124	宗形委員	大学との連携についても検討してはいかがでしょうか。	○福島大学の就職相談会において、農業経営・就農支援センターが就農相談の窓口を設けるなど、女性を含め、若い農業者の確保・育成に向けて取り組んでいるところであり、今後も大学を始め様々な主体と連携しながら、女性が働きやすい環境整備を進めてまいります。【農林水産部】
<b>3-3 出会い・結婚の希望をかなえる支援の充実</b>				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
(1) 結婚支援の推進				
<b>3-4 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援</b>				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
(1) ひきこもり支援				
(2) 若者の相談支援				

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
<b>Ⅲ 子育て当事者への支援に関する重要事項</b>				
<b>1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減</b>				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
(1) 幼児教育・保育の無償化				
(2) 医療費の無償化				
(3) 児童手当の支給				
(4) 奨学資金の貸与又は給付、授業料減免等				
<b>2 地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援</b>				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
(1) 子育てについての相談や情報提供				
<p>○「福島県特別支援教育センター」において、「相談者の思いや願いに寄り添い、健やかな成長を促す教育相談」を軸に、障がい等の心配のある乳幼児、児童生徒やその保護者（家族）、学校等との教育相談を実施します。【教育庁】</p>	2-125	宗形委員	これらのことをどのように周知するかまで記載する必要があるように思います。	<p>○福島県特別支援教育センターでは、幼稚園、保育所、認定こども園や小、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に通う幼児児童生徒の教育相談を実施しています。教育相談を実施する上で、私たちが大切にしてきたことをお伝えし、教育現場の方に役立ててもらえればと考え、教育相談だよりを作成しました。月1回を目安にホームページに掲載していきますので、ぜひ、ご覧ください。【教育庁】</p>
<b>(2) 地域のニーズに対応した子育て支援サービスの推進</b>				
<p>○市町村が地域の実情に応じて子育て支援に取り組む「地域子ども・子育て支援事業」において、延長保育、病児保育、ファミリー・サポート・センターや一時預かりなど、多様な支援サービスが提供できるよう支援するとともに、本事業に従事する者の資質向上及び人材確保のため、子育て支援員や放課後児童支援員などに対する研修会を開催するなど人材育成に努めます。【こども未来局】</p> <p>《「地域子ども・子育て支援事業」による主な事業・取組》</p> <p>★地域子育て支援拠点事業 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。</p> <p>★妊婦健康診査 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。</p> <p>★ファミリー・サポート・センター事業 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。</p>	2-126	小笠原委員	<p>コロナ禍以降、発熱・体調不良の子供に対する保育園の対応が厳しくなっている。親が仕事を休むことなく安心して子供を預けられるよう、体調不良児対応型保育園の新設等、病児保育のサービスの拡充を検討されたい。また、預け入れなどの各種申請や手続きをオンラインで行うシステム環境の構築に努められたい。</p>	<p>○より多くの市町村において、病児保育事業に取り組むことができるよう、複数市町村による広域利用の推進のほか、ファミリー・サポート・センターが行う病児保育や企業主導型の病児保育も含め、病児保育事業実施施設の設置を支援してまいります。【こども未来局】</p>
(3) 子育て応援の気運醸成				
(4) 家庭教育支援の推進				

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
<b>3 共働き・子育ての推進</b>				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
<b>(1) 育児休業の取得支援</b>				
○育児休業制度を就業規則等で規定していたり、取得実績があることを「福島県次世代育成支援企業認証」の認定要件とすることで、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を促進します。 さらに、男性の育児休業取得を推進した企業に対し、取得日数に応じて「女性活躍・働き方改革支援奨励金」を支給するなど、企業の取組を後押しします。【商工労働部】	2-127	高羽 委員	男性の休業取得等による育児参加は、アンコンシャス・バイアスの払拭や女性活躍の推進を後押しする等のメリットがいわれており、さらに取得を促進する取組を進めていくことが重要となります。また、企業認証制度については状況に応じて評価の仕組等の見直しを検討すること、制度及び認定企業の認知度の向上を図ることが重要と考えます。	○福島県次世代育成支援企業認証については、企業訪問により取得のメリットとなる奨励金や助成金の周知を行うなど認知度の向上を図ってまいります。【商工労働部】
	2-128	小笠原 委員	育児休業時の賃金支給額を10割とされるよう県として推進をされたい。	○国の法改正により、令和7年度から、子の出生後一定期間に両親とも育児休業を取得する場合、手取りが10割相当となるように育児休業給付の給付率が引き上げられるものと承知しております。【商工労働部】
<b>(2) 男性の家事・子育てへの参画促進</b>				
<b>(3) 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり</b>				
○出産・育児による離職を防止し、安心して働き続けられる環境の実現に向け、企業が従業員のこどもを預かる企業内保育施設等を整備する取組を支援することで、働きやすい職場環境づくりを推進します。【商工労働部】	2-129	小笠原 委員	企業における保育園の施設整備補助金を増額されたい	○企業内子育て支援施設整備事業につきましては、子育て中の従業員が安心して働き続けられる環境づくりに取り組む企業を支援するため、継続して実施してまいりたいと考えております。【商工労働部】
<b>(4) 出産・育児等を理由とした退職者の再就職支援</b>				
<b>(5) 県職員のワーク・ライフ・バランス推進と両立支援</b>				
<b>4 ひとり親家庭への支援</b>				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
<b>(1) 経済的支援</b>				
<b>(2) 就労支援</b>				
<b>(3) 子育て・生活支援</b>				
○「ふくしまシングルママ&パパハンドガイド」を作成し、ひとり親家庭が受けられる支援の内容や相談窓口をお知らせします。【こども未来局】	2-130	宗形 委員	どのような手段でお知らせするかまで示す必要があるのではないのでしょうか。	○県のホームページに掲載するとともに、市町村やひとり親家庭の福祉に携わる関係機関を通じて、ひとり親家庭が受けられる支援の内容や相談窓口をお知らせします。【こども未来局】
<b>(4) 相談支援</b>				

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
<b>IV 東日本大震災からの復興</b>				
<b>1 震災からの復興に向けた取組の支援</b>				
■現状・課題・施策の方向				
■施策の展開				
(1) 遊びの環境づくりへの支援				
(2) 健康マネジメント能力の育成				
(3) 震災・復興に関する情報発信				
<b>2 こどもの心身の健康を守る取組の推進</b>				
■現状・課題・施策の方向				
<p>本県の子育て世帯が抱く震災の影響による健康上の不安を和らげるため、県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、子どもたちの健康を長期にわたって見守っていきます。</p> <p>また、現在も東日本大震災・原子力災害により県内外へ避難している子どもたちが多数おり、子どもだけでなく保護者も精神的な負担が解消されていない状況です。特に避難地域においては、避難指示解除の進展に伴い、今後更に住民の帰還・移住を促進していく必要があることから、安心して子どもを生き育てやすい環境の整備に向け、長期的な視点に立って安定的かつ継続した取組を行うことが重要です。根強い風評や放射線による子どもの健康への影響などの子育て現場での不安が完全には払拭されていないことから、震災による様々な不安に対応した相談・援助など、きめ細かな心身のケアに取り組んでいきます。</p>	2-131	小笠原委員	<p>○震災以降、小中高生を対象に行っている調査では、震災の影響や生活の問題でストレスを抱えてサポートが必要な児童・生徒は、津波被害の大きかった沿岸部の小学校で18.9%、中学校で14.1%と、内陸部よりも高く、増加傾向にある。連合のヒアリングにおいても、震災後に生まれた子どもでも、避難生活や親の影響でストレスを抱くことがあるという声もある。被災によるストレスや特別な配慮を擁する子供の心のケアに万全を期すため、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを常勤配備するとともに、全学校で養護教諭を配置・増員するなどの対策を行う必要があると考える。</p>	<p>○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの常勤化については、引き続き、国に要望してまいります。【教育庁】</p> <p>○令和6年度において、全ての県立高等学校にスクールカウンセラーを配置し、東日本大震災・原子力発電所事故の影響を受けた生徒の心のケアができる体制が整っています。今後も各学校において生徒へのきめ細やかな心のケアができる体制づくりを支援していきます。【教育庁】</p>
	2-132	小笠原委員	<p>○大野病院も双葉医療センターも、スタッフが集まらず、医療が提供できない。民間頼みでは厳しく、公的支援が必要。メンタルケアはさらに遅れているが、原発被災地12市町村に心理士を配置するのはコストがかかるし、無理。心理士はこころのケアセンターに集約し、効果的に活用するのが適当。</p>	<p>○富岡町のふたば医療センター附属病院、楡葉町のふたば復興診療所の職員確保については、県立病院の採用試験を年に複数回実施し、双葉地方8町村や県看護協会などの関係団体にも広報の御協力をいただきながら進めております。</p> <p>また、ふたば復興診療所では令和5年4月1日から心身医療科を週2回開設し、精神医療分野での医療提供にも取り組んでおります。</p> <p>今後も双葉地域の復興と住民帰還の促進に向けた環境整備のため、更なる職員確保や医療提供体制の充実に努めてまいります。【病院局】</p> <p>○ふくしま心のケアセンターでは、単年度契約の組織であることなどから、専門職を集めることに苦慮しているのが現状です。今後も被災12市町村と連携しながら被災地住民の心のケアに取り組んで参ります。【保健福祉部】</p>
	2-133	小笠原委員	<p>○被災地の学校は、少人数学級で良かったが、障害児をみる想定はしていなかった。移住者の増加に伴って発達障害児が増え、養護学校が追いつかず、浜通りの学校はあっぴあっぴしている。</p>	<p>○現在の特別支援学校の現状と県内各地域の実状を見直し、分析するとともに、特別支援学校のあるべき姿を踏まえ、本県の特別支援教育の10年先を見据えて「第二次福島県立特別支援学校全体整備計画」を策定しました。市町村における相談支援体制の整備や特別支援学校における特別支援教育のセンター的機能の充実を図るなど、切れ目のない支援の充実と併せ、特別支援学校で学ぶ児童生徒が将来に向け、夢や希望に満ちた生活が地域社会の中で営まれるよう特別支援学校の教育環境の更なる整備を進めていきます。【教育庁】</p>
	2-134	小笠原委員	<p>○子どものケアは今も必要。臨床心理士と精神保健福祉士は圧倒的に足りない。それらの専門職も震災と原発事故で避難し、県外から来ていた専門職は一斉に引き上げた。</p>	<p>○被災地域における専門職の社会的支援にかかる資源の乏しさは大きな課題と認識しております。こどもの心のケア事業における専門家派遣を継続し、専門職による支援に取り組んで参ります。【こども家庭庁】</p>

基本的施策〈素案〉	意見番号	委員氏名	意見・提案等	回答・対応等
	2-135	小笠原 委員	○全学校にカウンセラーやソーシャルワーカーを配置するは無理。各校に配置できても専門職が持ちこたえられない。こころのケアセンターにそれらの専門職を一元化し、必要に応じて派遣する方が効果があり、離職させずに人材育成もできて良い。	○ふくしま心のケアセンターでは、単年度契約の組織であることなどから、専門職を集めることに苦慮しているのが現状です。今後も被災12市町村と連携しながら被災地住民の心のケアに取り組んで参ります。【保健福祉部】
	2-136	小笠原 委員	○母子家庭などでは、子のケアが家族のケアになる。親子を一体化してケアすることが必要。	○こどものケアによる効果について、保護者及び家庭とのつながりを考慮しながら、引き続き必要な支援に取り組んでまいります。【こども未来局】
■施策の展開				
(1) 放射線に係る保健・医療体制の整備				
○放射線への健康不安を払拭するためには、こどもの頃から正しい知識を身に付けることが重要であることから、放射線の健康影響に関する情報について県民に正しく分かりやすく提供するなど、リスクコミュニケーションに努めます。【生活環境部、保健福祉部】	2-137	宗形 委員	「こどもの頃から」とありますが、「県民に」とあるので対象は子供から大人までということでしょうか。	○リスクコミュニケーションはすべての県民を対象としていることから、「こどもをはじめとする県民に」に修正します。【保健福祉部】
(2) 震災被害等に関するこどもや保護者の心身のケア				
○医療機関や市町村、子育て支援機関と連携し、妊産婦のメンタルヘルスキアの体制整備を図っていきます。【こども未来局】	2-138	小谷 委員	妊産婦のメンタルヘルスキアの体制整備とありますが、8年目フォローの方のメンタルヘルスへのフォローが多いと聞きます。妊産婦という表現で良いのでしょうか？	○妊娠期から産後まで支援が必要な方について支援できるように、妊産婦といたします。【こども未来局】